

**【区分】**

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

**【教訓情報】**

01. 政府は迅速な復興を支援するため、2月24日「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」を公布。首相を本部長とし、閣僚を網羅する阪神・淡路復興対策本部が設置された。

**【教訓情報詳述】**

01) この法律は「国と地方公共団体とが適切に役割分担し、協同して、地域住民の意向を尊重しながら、(a)生活の再建、(b)経済の復興、(c)安全な地域づくりを緊急に推進すること」、「これらの活動を通じて活力ある関西圏の再生を実現すること」を基本理念としている。

**【参考文献】**

[参考]「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」は「国と地方公共団体とが適切に役割分担し、協同して、地域住民の意向を尊重しながら、(a)生活の再建、(b)経済の復興、(c)安全な地域づくりを緊急に推進すること」、「これらの活動を通じて活力ある関西圏の再生を実現すること」を基本理念としている。[国土庁編『防災白書 平成10年版』大蔵省印刷局(1998/7),p.216]

>

[参考]「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」、「阪神・淡路復興委員会令」、「総理府本府組織令(抄)」、「阪神・淡路復興委員会規則」、「阪神・淡路復興対策本部組織令、同機構図」については、[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.389-399]に全文が掲載されている。

---

**【区分】**

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

**【教訓情報】**

01. 政府は迅速な復興を支援するため、2月24日「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」を公布。首相を本部長とし、閣僚を網羅する阪神・淡路復興対策本部が設置された。

**【教訓情報詳述】**

02) 2月24日に設置された阪神・淡路復興対策本部は阪神・淡路復興委員会とあわせて、関係行政の施策を総合調整することを目的として設置された。

**【参考文献】**

[参考] 2月24日に設置された阪神・淡路復興対策本部は阪神・淡路復興委員会とあわせて、関係行政の施策を総合調整することを目的として設置された。[国土庁編『平成9年版 防災白書』(1998/5),p.193-194]

>

[参考] 阪神・淡路復興対策本部の活動については、[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.45-60]に詳しい。

---

**【区分】**

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

**【教訓情報】**

01. 政府は迅速な復興を支援するため、2月24日「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」を公布。首相を本部長とし、閣僚を網羅する阪神・淡路復興対策本部が設置された。

**【教訓情報詳述】**

03) 4月28日には「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」を決定した。

**【参考文献】**

[参考] 阪神・淡路復興対策本部は、阪神・淡路復興委員会の7つの提言と「緊急課題に対する取組みについての意見」を受け、「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」を決定。[国土庁編『平成9年版 防災白書』(1997/6),p.193-194]による。

>  
[参考] これは、各省庁が講じている諸施策を事後的にオーソライズするものだったとの指摘もある[堀雅晴「第2部 第2章 震災復興対策と国・地方自治体」『震災復興の政策科学』有斐閣(1998/6),p.70]による。

>  
[参考] 「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考えと当面講ずべき施策」については、[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.417-442]に全文が掲載されている。

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01] 復興への国・政府の取り組み

## 【教訓情報】

01. 政府は迅速な復興を支援するため、2月24日「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」を公布。首相を本部長とし、閣僚を網羅する阪神・淡路復興対策本部が設置された。

## 【教訓情報詳述】

04) 7月28日には「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を決定。復興計画の前期5か年計画は「復興特別事業」として、着実な実施に全力を注ぐこととされた。

## 【参考文献】

[参考] 阪神・淡路復興委員会は10つの提言と、兵庫県の「阪神・淡路大震災復興計画案」を受けて「復興計画に対する取組みについての意見」を提出。阪神・淡路復興対策本部はこれを基に「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」を決定。復興10か年計画の実現を最大限支援すること等を基本とした政府の姿勢、取り組むべき課題及び諸施策を明らかにした。  
[国土庁編『平成9年版 防災白書』(1997/6),p.193-197]

>  
[引用] 国として「復興特別事業」という選定方法を採用した点が注目される。それは、被災自治体の復興計画に盛り込まれた復興事業のうち、前期5か年において、国の「特段の措置」によって実施される緊急・必要不可欠な施策が選定されるものであり、「平成7年度第2次補正予算」(7782億円)で財政措置されることになった。ただし、個別事業名については未公表であり、第2次補正で予算措置されたものの大半がそれにあたるという。[堀雅晴「第2部 第2章 震災復興対策と国・地方自治体」『震災復興の政策科学』有斐閣(1998/6),p.70-71]

>  
[参考] 「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」については、[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.443-447]に全文が掲載されている。

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01] 復興への国・政府の取り組み

## 【教訓情報】

01. 政府は迅速な復興を支援するため、2月24日「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」を公布。首相を本部長とし、閣僚を網羅する阪神・淡路復興対策本部が設置された。

## 【教訓情報詳述】

05) 2000年2月に阪神・淡路復興対策本部は解散し、その後は省庁連絡会議が調整役を引き継ぐことになった。

## 【参考文献】

[引用] 大震災の復興施策を進めてきた国の「阪神・淡路復興対策本部」(本部長・小淵恵三首相)が2000年2月22日、最後の本部会議を開き、地元が要望していた6つのプロジェクトを復興特定事業に新たに認定して実質的な作業に幕を引いた。5年間の時限立法に基づいて発足し、各省庁や被災自治体、企業などから幅広く人材を集めて復興行政の調整役を果たしてきた。解散後は法的根拠のない省庁連絡会議が調整役を引き継ぐ。[「阪神・淡路大震災復興誌」[第5巻]1999年度版。(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.106]

>

[参考] [『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.106-109]では、阪神・淡路復興対策本部は、縦割り行政の弊害を除き、弾力的、機動的な施策遂行を狙った、当初10年はかかるといわれたハード面の復興を5年でほぼなし遂げた原動力となったなど、その活動を評価している。

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

#### 【教訓情報】

01. 政府は迅速な復興を支援するため、2月24日「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」を公布。首相を本部長とし、閣僚を網羅する阪神・淡路復興対策本部が設置された。

#### 【教訓情報詳述】

06) 前期5か年の「復興特別事業」の着実な実施に全力を注ぐこととされたことは、国の支援は、全国的なバランスから前期5ヶ年の特別な事業に限るという基本的な枠組みが位置づけられたものであった。

#### 【参考文献】

[引用] 阪神・淡路復興委員会提言8を踏まえ、国は、復興計画の前期5ヶ年において、復興にとって緊急かつ必要不可欠な復興特別事業に対し、特段の措置を講じることが決定されているが、この時点で既に、国の支援は、全国的なバランスから前期5ヶ年の特別な事業に限るという基本的な枠組みが位置づけられたものであり、国の支援には限界があることを押さえておく必要がある。[伊藤滋「復興体制 - 復興の推進体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.93]

>

[引用] ここで注目すべきは、阪神・淡路復興委員会からの提言の中で、復興10か年計画のうちの前期5か年における緊急かつ必要不可欠な施策を「復興特別事業」として位置づけ、これについては、国が特段の措置を講ずるとした点(提言8H7.5.22)である。これは、一見すると、国からの手厚い支援が約束されているように見えるが、裏を返せば、国からの支援は、前期5か年のしかも特別な事業に限ってしか、特段の措置は行わないという内容である。

ここで指摘しておきたいのは、この時点で既に、国からの支援の基本的な枠組みが位置づけられていたという点と、国からの支援は、どうしても全国的なバランスを必要とするものであるとの考えから、このような枠組みにならざるを得ないという点である。

[新野幸次郎「復興計画 - 計画等の策定・推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.166]

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

#### 【教訓情報】

02. 未曾有の災害からの復興であることから、首相の諮問委員会として「阪神・淡路復興委員会」が設置された。

#### 【教訓情報詳述】

01) 首相の諮問委員会として「阪神・淡路復興委員会」が設置され、2月17日、官邸で初会合が開かれた。

#### 【参考文献】

[引用] 政令に基づく首相の諮問委員会を先行させて創設することが決まり、震災から一か月目の二月十七日、官邸で「阪神・淡路復興委員会」の初会合が開かれた。これは元国土事務次官の下河辺淳委員長のもとに、貝原俊民兵庫県知事、笹川幸俊神戸市長、川上哲郎関西経済同体連合会会長、学識経験者ら計七人から成る任期1年の委員会で、特別顧問には、元副総理の後藤田正晴氏、経団連名誉会長の平岩外四氏が就任した。こうして、復興に向けた戦略づくりの態勢が組織上も整えられることになった。[外岡 秀俊「地震と社会(下)」みすず書房(1998/7),p.579]

>

[参考] 委員会の所掌事務は、「関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる復興のための施策に関し総合調整を要する事項を調査審議し、及び当該諮問に関連する事項について、内閣総理大臣に意見を述べること」とされた。[『総理府本府組織令の一部を改正する政令(平成七年

政令第二十三号)』(1995/2/15),p.-]

>

【参考】阪神・淡路復興委員会の活動については、[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.42-47,p.448-449]にまとめられている。また、同委員会の「提言」「委員長談話」「意見」「委員長書簡」等が[同,p.450-476]に全文掲載されている。

>

【参考】阪神・淡路復興委員会の運営状況について、[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.680-683]に紹介されている。

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

#### 【教訓情報】

02. 未曾有の災害からの復興であることから、首相の諮問委員会として「阪神・淡路復興委員会」が設置された。

#### 【教訓情報詳述】

02) 95年2月28日に神戸市で開かれた阪神・淡路復興委員会は、復興計画、住宅対策、瓦礫処理の3項目について緊急提言を発表した。

#### 【参考文献】

【参考】提言1～11については、[『阪神・淡路復興委員会報告』阪神・淡路復興委員会(1995/10/30),p.10-24]参照。これによると、2月28日に開催された第3回会合で、提言1～3(復興10カ年計画の策定、住宅の復興、がれき等の処理)が提言された。

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

#### 【教訓情報】

02. 未曾有の災害からの復興であることから、首相の諮問委員会として「阪神・淡路復興委員会」が設置された。

#### 【教訓情報詳述】

03) 95年5月22日には「復興10カ年計画の基本的考え方」を提言。「県、市、町、がそれぞれに主体的に実現可能性のあるものとして策定することが、原則」などの基本的考え方が示された。

#### 【参考文献】

【参考】提言8では、「復興10カ年計画の基本的考え方」として、以下のような枠組みを打ち出された。  
・県、市、町、がそれぞれに主体的に実現可能性のあるものとして策定することが、原則である  
・復興10カ年計画は、政府が策定中の経済計画等に配慮して策定する  
・策定された復興計画は、国、県、市町の間で調整され、国としても承認しうるものであること。なお、10カ年計画は、長期的な国、県、市町の財政事情にも充分配慮したものであること  
・復興計画の前期5カ年において、復興にとって緊急かつ必要な施策を復興特別事業として位置づけること  
・長期的視点から10カ年を通じて復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクトあるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業として選択すること  
[『阪神・淡路復興委員会報告』阪神・淡路復興委員会(1995/10/30),p.18]

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

#### 【教訓情報】

02. 未曾有の災害からの復興であることから、首相の諮問委員会として「阪神・淡路復興委

員会」が設置された。

**【教訓情報詳述】**

04) 95年10月30日には最終報告を提出。最終提案では、4つの復興特定事業を選定・提言した。

**【参考文献】**

[参考] 阪神・淡路復興委員会は、95年10月30日に最終報告を提出。提言-11として以下の4つの復興特定事業を選んだ。

- 1) 上海長江交易促進プロジェクト
- 2) ヘルスケアパークプロジェクト
- 3) 新産業構造形成プロジェクト
- 4) 阪神・淡路大震災記念プロジェクト

このうち、事業内容等が明確となっていた上海長江交易促進プロジェクト、ヘルスケアパークプロジェクト以外のプロジェクトについては、個別事業毎に事業内容が明確になった後、事業主体からの申請を受け、復興特定事業として選定した。

[『阪神・淡路復興委員会報告』阪神・淡路復興委員会(1995/10/30),p.22-24]、[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.109]一部

>

[参考] 新産業構造形成プロジェクトについては、平成9年7月に4事業、平成10年1月に3事業、平成12年2月に4事業の計11事業が選定された。

- 1) 神戸東部新都心地区における地域冷暖房事業
- 2) 神戸灘浜エナジー&コミュニティー計画
- 3) 神戸ルミナリエ
- 4) 新産業の創造、育成および普及のための研究事業と教育・研修事業
- 5) ワールドパールセンター事業
- 6) ポートアイランド第2期を拠点とするデジタル情報通信ネットワーク活用事業
- 7) 神戸国際通信拠点整備事業
- 8) 宝塚観光プロムナード核施設整備事業((仮称)宝塚はなのミュージアム)
- 9) くつのみち・ながた核施設整備事業
- 10) 国際ビジネスサポートセンター・神戸
- 11) 神戸医療産業都市構想

[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.109-125]

>

[参考] 阪神・淡路大震災記念プロジェクトについては、平成9年1月7事業、平成12年2月に2事業の計9事業が選定された。

- 1) 三木震災記念公園(仮称)の整備
- 2) 野島震災復興記念公園(仮称)の整備
- 3) マルチメディア関連連携大学院(神戸大学)の設置等高度情報通信社会の発展を支える人材の育成及び実験
- 4) JICA国際センター(仮称)の建設及び国際交流施設の整備
- 5) 兵庫留学生会館(仮称)の設置
- 6) スーパーコンベンションセンターの整備
- 7) 阪神・淡路大震災記念協会(仮称)設立後の連携・支援
- 8) 阪神・淡路大震災メモリアルセンター(仮称)の整備
- 9) 神戸震災復興記念公園

[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.109-125]

---

**【区分】**

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間~6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01] 復興への国・政府の取り組み

**【教訓情報】**

02. 未曾有の災害からの復興であることから、首相の諮問委員会として「阪神・淡路復興委員会」が設置された。

**【教訓情報詳述】**

05) 阪神・淡路復興委員会終了後の政府と地元との緊密な連絡体制を構築するため、政府と兵庫県・神戸市との協議会、阪神・淡路復興対策本部事務局・神戸商工会議所連絡会議が設置された。

**【参考文献】**

[引用] (兵庫県・神戸市との協議会)

平成8年2月13日、阪神・淡路復興委員会の期限を迎えるにあたり、首相より「政府と地元との一層緊密な連絡体制の構築」を図るよう指示があり、地元と政府との間の意思疎通、復興過程における具体的な問題の正

確な把握と迅速・的確な処理等をめざし、政府側幹部と県・市側幹部とが頻繁に、随時、率直な意見交換を行うための協議会を設置した。[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.126-128]

>

[引用] (阪神・淡路復興対策本部事務局・神戸商工会議所連絡会議)

阪神・淡路復興対策本部事務局が地元経済界から、被災地・被災企業の実状を直接伺い、両者の認識を一致させる場、すなわち相互の意思疎通を十分に図る場として設置され、平成8年6月20日に、「神戸経済の現状把握と復興に向けての課題抽出」のテーマで第1回が開催された。[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.129-130]

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01] 復興への国・政府の取り組み

#### 【教訓情報】

02. 未曾有の災害からの復興であることから、首相の諮問委員会として「阪神・淡路復興委員会」が設置された。

#### 【教訓情報詳述】

06) 復興委員会の運営は、委員自らテーマを設定し、各委員から提出されたレジュメ等に基づき議論を行い、委員長が取りまとめを行う、いわば「委員主導型」で行われた。

#### 【参考文献】

[引用] 委員会運営は、下河辺委員長の意向もあって、従来の「審議会型」のような事務局主導の手法とは違い、委員自らテーマを設定し、各委員から提出されたレジュメ等に基づき議論を行い、委員長が取りまとめを行う、いわば「委員主導型」で行われた。また、全体の結論が固まるのを待たずに、プライオリティーの高いテーマ順に、個々に結論が出たものから順次、提言を行うといった手法が採られた。[伊藤滋『復興体制 - 復興の推進体制』『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証 提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.78]

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01] 復興への国・政府の取り組み

#### 【教訓情報】

03. 復興予算として、94年度から99年度までに、総額5兆200億円が投じられた。

#### 【教訓情報詳述】

01) 政府は94年度の第二次補正予算として1兆223億円を計上。道路・鉄道・港湾機能の回復、仮設住宅やガレキ処理などの緊急の支援を行った。

#### 【参考文献】

[引用] 平成6年度の第二次補正予算では、仮設住宅や災害弔慰金などの災害救助関係経費に約1,400億円、道路、港湾など公共施設の災害復旧に約5,100億円、ガレキ処理に約340億円、私鉄や神戸市営地下鉄などへの復旧費補助などに約540億円など、復旧事業に費やされる予算額は1兆223億円にも及ぶこととなった。6年度といっても、平成7年2月～3月の2ヵ月だけを対象としたもので、短期間の予算としては空前の規模であった。

これにとどまらず、4月からスタートした平成7年度予算でも、5月には、高速道路や港湾などの復旧に約7,200億円、被災者向け公営住宅の建設や道路整備などの復旧事業に約2,050億円など、総額1兆4,293億円の第一次補正予算が計上されたのである。これまでの通例によると、災害復旧関連の予算措置は、3ヵ年度にわたって、各年度に3対5対2の割り振りで計上されるのが一般的な処理なのだが、今回の震災復旧だけは破格の扱いで、特例的に2年間、両年度の割合は3対7の配分とされたのである。[貝原 俊民『大震災100日の記録 兵庫県知事の手記』ぎょうせい(1996/2),p.140-141]

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01] 復興への国・政府の取り組み

#### 【教訓情報】

03. 復興予算として、94年度から99年度までに、総額5兆200億円が投じられた。

#### 【教訓情報詳述】

02) 当初、被災自治体からは財政的支援の法的裏付けを明確にした復興特別立法も要望されたが、実現しなかった。

#### 【参考文献】

【参考】兵庫県が被災地主導による事業推進を目的とした復興特別立法の設立を要望した経緯については「神戸新聞朝刊『復興へ 第7部(4)特別法は消えた。担保はあるか / 続く単年度ごとの陳情』(1995/12/30),p.-」などに紹介されている。

>

【引用】復旧・復興事業の総事業費一六・三兆円のうち、半分を占める国費。その八割は前期五年に投入された。…(中略)…復興対策本部も五年で解散した。

そのころから、復興事業に伴う借金の返済で、被災自治体の財政は細る一方となった。生活基盤を失った被災者の体力も、年々弱っていった。

被災地の本当の危機は、支援の潮が引いた後に訪れる。私たちの十年間の実感だった。

「国と地方公共団体は、災害からの復興に努めなければならない」。災害対策基本法はそう定めるが、復興とは何なのかは、定義されていない。それを支える制度も未成熟なままだ。

【神戸新聞記事】「6. 共通認識 / 国の役割定まらぬまま」『震災10年 守れいのちを 第5部「復興」とは』(2005/1/8),p.-]

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

#### 【教訓情報】

03. 復興予算として、94年度から99年度までに、総額5兆200億円が投じられた。

#### 【教訓情報詳述】

03) 94年度から96年度当初及び補正予算を合わせ、総額3兆9600億円が投じられた。

#### 【参考文献】

【引用】阪神・淡路大震災関係経費(平成6年度予備費、平成6年度第2次補正予算、平成7年度公共事業予算の配分重点化による措置、平成7年度第1次及び第2次補正予算並びに平成8年度当初及び補正予算の内訳)

1. 応急仮設住宅の建設等の災害救助費(1,700億円)

2. 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付(1,400億円)

3. がれき処理に要する費用(1,700億円)

4. 地すべり、がけ崩れ対策をはじめとする二次災害防止対策(500億円)

5. 神戸港等の復旧・整備(5,700億円)

6. 阪神高速道路の復旧費(2,100億円)をはじめとする各種のインフラ(道路、河川、下水道、水道、鉄道、通信、電気、ガス等)の早期復旧及び整備(1兆1,100億円)

7. 橋梁等公共施設官庁施設等の耐震性の向上対策(2,400億円)

8. 公的賃貸住宅等の早期・大量供給及び個人の自力による住宅の再建等の支援(5,000億円)

9. 復興土地区画整理事業等市街地の整備に要する費用(2,000億円)

10. 保健・医療・福祉の充実(750億円)

11. 支援施設の早期復旧及び被災した児童生徒に対する援助(1,400億円)

12. 中小企業対策(2,000億円)をはじめとする経済の復興(2,100億円)

13. その他(2,900億円)うち、雇用の維持・失業の防止(100億円)うち、農林水産関係施設の復旧・整備(600億円)うち、他地方交付金の追加(300億円)(総額3兆9,000億円)

【国土庁編『平成9年版 防災白書』(1997/6),p.211]

>

【参考】[安田拓 他「阪神・淡路大震災からの復興と公的資金」『都市問題 vol.91,no.1』(2000/1),p.96]では、94年度から99年度までにおいて、国・兵庫県・大阪府・被災自治体と阪神・淡路大震災復興基金の予算から「震災復興関連事業」を集計した結果、兵庫県の公称被害額(約9兆9268億円)とほぼ同じ規模の累計総額(9兆7000億円)が算出されたとしている。

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

### 【教訓情報】

03. 復興予算として、94年度から99年度までに、総額5兆200億円が投じられた。

### 【教訓情報詳述】

04) 94年度から99年度までに予算措置された阪神・淡路大震災関係経費は、総額5兆200億円となった。

### 【参考文献】

【参考】94年度から99年度に予算措置された阪神・淡路大震災関係経費の内訳は、以下のとおり。

1. 応急仮設住宅の建設等の災害救助費(1800億円)
2. 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付(1400億円)
3. がれき処理に要する費用(1700億円)
4. 地すべり、がけ崩れ対策をはじめとする二次災害防止対策(1100億円)
5. 神戸港等の復旧・整備(6700億円)
6. 阪神高速道路の復旧費(2100億円)をはじめとする各種のインフラ(道路、河川、下水道、水道、鉄道、通信、電気、ガス等)の早期復旧及び整備(1兆4000億円)
7. 橋梁等公共施設官庁施設等の耐震性の向上対策(4700億円)
8. 公的賃貸住宅等の早期・大量供給及び個人の自力による住宅の再建等の支援(7200億円)
9. 復興土地地区画整理事業等市街地の整備に要する費用(2900億円)
10. 保健・医療・福祉の充実(800億円)
11. 支援施設の早期復旧及び被災した児童生徒に対する援助(1500億円)
12. 中小企業対策(2000億円)をはじめとする経済の復興(2200億円)
13. その他(4400億円)

うち、雇用の維持・失業の防止(100億円)

うち、農林水産関係施設の復旧・整備(600億円)

うち、他地方交付金の追加(300億円)

(注) 四捨五入により百億円単位としており、各項目の合計と総額とは一致しない。

【総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.131-146]

>

【参考】国と兵庫県の復興対策予算(平成6～16年度)の概要が[林敏彦「復興資金 復興財源の確保」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証 提言報告(2/9)』(第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.399-417]にまとめられている。

---

### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【01】復興への国・政府の取り組み

### 【教訓情報】

04. 復興財源確保や被災者への公的支援のあり方が議論となった。

### 【教訓情報詳述】

01) 国の復興財源確保については様々な議論があったが、最終的には「赤字国債」の発行によることとなった。

### 【参考文献】

【引用】歳出の見直しとして「米の自由化対策費や整備新幹線、ODAなどの削減、停止」によって、その分を復興に振り替えるべきという意見がある。公共投資の配分見直しとしては、「他の市、県は公共投資を削減すべき」など被災地以外の公共投資を一時削減して復興に充てるべきだというものや、これを機に、「地方に厚い公共事業費を震災被害の大きかった都市部に振り替えるべき」だとの論議もなされている。一方、「21世紀に対応したまちづくりは全国共通で、兵庫県だけにそこまで財源的支援が必要か」との他自治体からの声もある。国債の発行については「建設国債」や「復興国債」の発行が提案されているが、一方で国債の発行については「高齢化社会を前に国債による将来の負担増は避けるべき」との意見もある。また、増税については「景気減速と消費停滞を避けるため、ここ1、2年の増税は避けるべき」との意見がある一方、「消費税を3%から5%へのアップ時期を前倒しし、その後、さらに上げる」などの意見もある。[『阪神・淡路大震災復興対策支援等のための緊急調査報告書』国土庁防災局 防災都市計画研究所(1995/3),p.35-36]

>

【引用】今年度の政府補正予算において震災復興対策等のために赤字国債の発行が認められた[叶芳和編『経済学者による震災復興への提言』日本経済新聞社(1996/1),p.57-58]

---

### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

### 3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

#### [01] 復興への国・政府の取り組み

##### 【教訓情報】

04. 復興財源確保や被災者への公的支援のあり方が議論となった。

##### 【教訓情報詳述】

02) 被災自治体では、税収の減少もあって復興財源の確保が課題となり、「交付税の増額」「地方債に関する措置」「復興基金の創設」などが提案された。

##### 【参考文献】

[引用] 被災自治体では、税収の減少も加わって復興財源の確保が大きな課題となった。「交付税の増額」「自治体の地方債の起債枠を最大限確保できるような措置が必要」「復興基金の創設」などが提案された。  
[『阪神・淡路大震災復興対策支援等のための緊急調査報告書』国土庁防災局 防災都市計画研究所(1995/3),p.36-37]

> [引用] このような政策不毛のなかで関西経営者協会会長三好俊夫「三兆円規模の復興基金を創設せよ」(朝日論壇平成7年2月9日)は卓抜した政策提言であった。湾岸戦争の時、「臨時法人特別税」でアメリカへ支払った。「他国のためにさえ支払うのであれば、自国民のために税を払ってしかるべきだ」という論法は説得力がある。しかし、マスコミは関東の有力学者の「生活・住宅補償は不可能」との見解を、5～8段の紙面を割いて掲載していた。そしてマスコミ自身も「復興財源で増税はおかしい」(平成7年2月3日朝日社説)との論陣を張った。結果的には復興支出の抑制に躍起となっていた政府に、塩を送ったに等しい結果になった。そして今日までこの失敗の後遺症は、生活再建を困難にしている。  
[高寄昇三「生活再建への展望」『都市政策 no.86』(財)神戸都市問題研究所(1997/1),p.6-7]

> [引用] (貝原前知事へのインタビュー)  
金の面は余り苦労しなかったですね。というのは、当時は景気が悪くて、景気対策に公共主導型の需要創出を図るということで、2次、3次とかまでどんどん補正をしようとしていたような時代だったんですよ。そういう中で震災が起きたから、震災復興のために役立つことだったら何でも言ってこい、金は全部用意するから、というぐらいの状況でした。

問題はやはり、こと、権限に関する限りは、これはもう頑としてだめでしたね。  
[『ゼロからの復興 - 参加と協働の社会へ』『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)2001年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.43]

> [引用] (岡田進裕・当時の明石市長のインタビュー発言)  
復旧・復興では、国や県が力を入れ、早くしようということで、予算面の執行は非常にしやすかった。理解も得られやすかった。こちらの立場で、いろいろ折衝をし、天文科学館も約40億円をかけて補修したが、国は、一度つぶして建て替えたかどうか、というふうな意気込みだった。  
国から「こんなふうに」と話ができれば、できるだけ即、乗っていくように考えた。お金の問題はあがるが、できるだけそういう気持ちで進んでやった。  
[『阪神・淡路大震災復興誌』[第8巻]2002年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2004/3),p.105]

> [引用] 結果としては、平成6、7年度の2か年だけでも、総額3兆3,800億円もの国費が投じられた。この背景には、震災時の日本経済の情勢が大きく関連しており、当時は、円高や米国経済の減速等による戦後最大の不況下であったため、政府は、マクロ経済政策として、大型の公共投資をせざるを得ない状況にあったという面もある。

もし、これが緊縮財政の時期における震災であったら、国の財政支援もかなり事情が異なったのではないかと考えられる。そのような場合には、復興予算の獲得のために、各省庁の「縦割り」との厳しい攻防が想定され、阪神・淡路大震災の場合のような支援を得ることは、なかなか難しいと考えられる。  
[新野幸次郎「復興計画 - 計画等の策定・推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.167]

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

### 3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

#### [01] 復興への国・政府の取り組み

##### 【教訓情報】

04. 復興財源確保や被災者への公的支援のあり方が議論となった。

##### 【教訓情報詳述】

03) 自然災害での個人資産の被害については、自助努力には限界があり、積極的な救済策が必要との意見がある一方、個人資産の被害については、制度の一貫性や公平性から自助努力で対処する原則を崩さないことが重要との意見もあった。

## 【参考文献】

[引用] 自然災害での個人資産の被害については、「自助努力での対応には限界」があり積極的な救済策が必要ではないかという意見がある。また、一人当たりに換算した場合の「義捐金の額に大きな差が出るという不公平性」を指摘し、「公的な支援が必要」だとする意見もある。一方、個人資産の被害については、これまでの災害復興との「制度の一貫性や公平性」から「自助努力で対処するという原則を崩さない」ことが重要との意見がある。[『阪神・淡路大震災復興対策支援等のための緊急調査報告書』国土庁防災局 防災都市計画研究所(1995/3),pp]

>

[参考] 公的支援に対する評価が、「田近栄治「生活再建のための公的支援の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第4巻(被災者支援)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.103-116]にある。

>

[参考] 阪神・淡路大震災と米国・ノースリッジ地震における、生活再建に係る公的支援の比較検討が、「シャーリー・マッティングレー「生活再建のための公的支援の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第4巻(被災者支援)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.169-177]にある。

>

[参考] 「自立支援」をどのように捉えるかについて、「京極高宣「被災者の自立支援に関する課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第4巻(被災者支援)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.290-291]、「被災者の自立支援に関する課題とあり方」『阪神・淡路大震災 検証提言総括』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.82-83]に指摘されている。

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01] 復興への国・政府の取り組み

## 【教訓情報】

04. 復興財源確保や被災者への公的支援のあり方が議論となった。

## 【教訓情報詳述】

04) 住宅再建を支援するため、「新しい住宅地震災害共済保険制度の創設(兵庫県)」など、様々な提言が出された。

## 【参考文献】

[引用] 個人資産の補償については、「保険制度」を活用すべきだという提案がある。「強制加入による保険制度を創設」し、被災した住宅など個人資産の救済に一步踏み込むべきではないかという提案や、「総合火災保険に地震保険を強制的に付加」させて国が再保険してはどうかなどの提案がある。鼎談では、「安心保障システム」として住宅所有者全員の強制加入による保険制度をつくり、今回の被災者についても将来予定される基金から前借りする形で資産補償を行うことも提案された。[『阪神・淡路大震災復興対策支援等のための緊急調査報告書』国土庁防災局 防災都市計画研究所(1995/3),pp]

>

[参考] 主な提言としては、次のようなものがある。  
・兵庫県「新しい住宅地震災害共済保険制度の創設(平成7年11月)」  
・日弁連「地震等被害住宅補償共済法の提言(平成7年2月)」  
・自然災害に対する国民的保障制度を考えるプロジェクト「自然災害に対する国民的保障制度の提言(平成7年9月)」

>

[参考] 「安心保障システム」については[島田晴雄「安心保障システムの提唱」『経済学者による震災復興への提言』日本経済新聞社(1996/1),p.26-48]などを参照

>

[参考] 住宅再建支援策や住宅共済制度についての提言が、「村上處直「住宅再建支援の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第4巻(被災者支援)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.202-204]にある。

>

[参考] 兵庫県による住宅再建及び生活再建を柱とする国民安心システムの提案は、以下の資料に詳しくまとめられている。

[和久克明「風穴をあける - 被災者生活再建支援法」成立の軌跡 - ひょうご双書5』兵庫ジャーナル(2004/1),p.-]

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.331-362]

>

[参考] 兵庫県による「総合的国民安心システム」の提唱から、生活再建支援・住宅再建支援の取り組みの経過が[廣井脩「総合的国民安心システム創設のための取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(6/9) (第3編 分野別検証)』Ⅳ 防災分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.273-297]に紹介されている。

>

[参考] 兵庫県が2005年度から開始した住宅再建共済制度の概要が、『阪神・淡路大震災復興誌』[第10巻]2004年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2006/3),p.126-129]に紹介されている。

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

## 【教訓情報】

04. 復興財源確保や被災者への公的支援のあり方が議論となった。

## 【教訓情報詳述】

05) 災害復興に当たっての基本的枠組みとして、復興基本法等の必要性が訴えられた。

## 【参考文献】

[引用] (貝原前知事へのインタビュー)

自民党の一部には、「これだけ大きな災害が起きたんだから、関東大震災の例に倣って政府が全力を挙げて復興するという意味で、復興院をつくるべきだ」というような意見が非常に強かったようです。当時の五十嵐広三官房長官から夜中に電話がかかってくる、「何か、政府内部で復興院をつくれという話があるけれども、どう思いますか」という話だったから、私は即座にそれは駄目だと言ったんです。明治、大正時代ならともかく、今みたいに住民意識レベルが高くなっている時代に、東京で復興計画をつくって、地元でそれやれと、自分達が力を貸してあげるからやれと言ったって、それは絶対上手くいかないんじゃないですかと直ちに返事しました。…(中略)…

実は、私はそのときに沖縄方式を提案したんですよ。日本にはそれまでに復興方式をどうするか議論をした経験はないんですけども、唯一あったのが、沖縄が本土復帰したときにどういうふうに復興を進めていくのかについて「沖縄復興対策基本法」をつくった。これは地元で復興計画をつくりまして、政府の方へ提出する。政府の方では、それについていろいろ議論をしてオーソライズする。そして、オーソライズしたものは国、地方を挙げて推進する。そういうことが法手続きとしてきちっとできているんですね。

だから、僕はそれをやるべきじゃないかと言ったんだけど、時間的な余裕もなく、復興委員会方式というのがいきなり出来ていったんですが、今後のことを考えると、私は震災が起きてから、手続きまで含めて議論するなんていうようなことは時間の無駄ですから、災害対策基本法と同じように復興対策基本法みたいな、そういう恒久法をつくっておいたらどうかという提案を今でもしているんですけどね。

[「ゼロからの復興 - 参加と協働の社会へ」『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)2001年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.41-42]

>

[引用] 関東大震災では東京が首都であったことから政府が帝都「復興院」を設置し、復興を担ったが、今日の分権時代にあつては被災地が計画を作成して復興を進め、政府がそれを支援することが望ましいという考えである。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.26]

>

[引用] 阪神・淡路大震災からの復興に当たっては、地元から経済特区に指定するよう要請した。イギリスの制度などを検討した上での「エンタープライズゾーン」構想である。しかし、当時は「一国二制度」は認められないということで容れられなかった。一部には立派な提案があれば個別に認めるという意見もあったが、特区を認めるということ公式に認めるかどうかによって、民間のエネルギーは全く異なる。この考え方が実現しなかったことは、いまでも残念である。

沖縄が本土復帰したとき、「沖縄振興開発特別措置法」が制定され、政府と沖縄地域との協力を基本とする復興のスキームがつけられた。

大規模災害からの復興についても、あらかじめ被災地の将来につながるようなスキームをつくって、被災地が厳しい状況のなかにあつても、ほぼしるような情熱とエネルギーで復興に立ち向かうことを勇気づけるような仕組みをつくるべきであろう。

[貝原俊民「大震災からの警告 - 大震災は何を語りかけたのか - 」ぎょうせい(2005/1),p.160-161]

>

[引用] (元阪神・淡路復興委員長 下河辺淳氏のインタビュー発言)

住宅でも医療でも貿易でも、神戸だけの特別立法をつくるという考え方がうまくできなかった。それなら全国同じ条件で法律を、となったが、実施まで容易ではないし、神戸に影響するまで時間と金がかかりすぎるという結論になった。

ただ、災害で家を失った高齢者をどう救済するか、というのは今日でも重要な政策課題だ。復興住宅を建てることを急いだら、問題が出た。「生まれ育った街に住みたい」という思いだ。特別に補助しろという意見がだいぶ強かったが、私は委員長として引き受けられなかった。「平等」という観点で全国の高齢者が同じでなければおかしくなるからだ。

[神戸新聞記事「特別立法」実現できず / 100年先見据え議論を』『震災10年を語る』(2004/12/8),p.-]

>

[引用] 今回の復興作業がスピードと柔軟性を必要とするものであること、独立した行政機関を新たに設立したとしても本格的に稼働に至るまで最低限数日が必要と、また全省庁の関係部署を早急に復興作業に着手させることを優先したほうが効果的という判断が下された。

このことは、官主導・中央集権から民自立・地方分権へと大きく時代が変わりつつあるなかで、政府機関で立てた復興計画に沿って地方が推進する方式では、地元の強靱な復興に向けたエネルギーを引き出すことは困難であったと思われる。

[伊藤滋「復興体制 - 復興の推進体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.92]

>

[引用] 今回の震災復興における法制度整備の特徴の第1は、必要最小限度のみの立法措置にとどまっていることである。中には、被災市街地復興特別措置法や被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法のように今後予想される同規模の災害に向けての立法もあったが、そのほとんどは阪神・淡路大震災という過去において一回的に発生した災害からの復興という目的で、いわば対処療法的に立法されている。…(中略)…

第2に、法制度整備が、法制度全体との整合性という要請はあるにせよ、既存の法制度のバリエーションの範囲内での立法にとどまっており、決して新たな法理論に基づくものではなかったことである。根本的な発想の転換は見られなかった。…(中略)…

震災後の早い段階で特別立法が迅速に制定され、それら特別法による早期の復旧が推進されたことは評価すべきである。国の補正予算等による集中的な復旧事業に係る財政措置や被災住民の公的負担の軽減は被災地が早期に復興するために不可欠の措置であったといえる。

[戎正晴「復興体制 - 復興に関する法整備等」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.123-124]

>

[引用] 「復興」に関しては制度的保障がないということである。そのことが、必要以上に時限的な措置が設けられる、あるいは被災地への特例的な積極的措置(特区的発想)が検討されつつも見送られるなど復興の壁の原因になっていることは明らかである。また「復興」という言葉が「復旧」に比べてマイナスの回復以上にプラスをもたらすイメージが強いためか、「焼け太り絶対否定論」等が頑強に主張され、施策に大きな限界があるということである。[戎正晴「復興体制 - 復興に関する法整備等」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.139]

>

[引用] 県は、震災直後、英国のエンタープライズゾーン等を参考に、大胆な発想による新たな法制度の整備を求めるとともに、沖縄振興開発特別措置法(1971)を参考に、「震災復興特別措置法」の法案要綱を作成し、法制定を要望した。その主な内容は、被災自治体がつくった復興計画案を首相が承認するよう規定して、地元主導の復興と国の責任を明確にするとともに、事業の実施にあたっては、国の補助率のかさ上げや地方債に対する配慮など、国の財政支援を明記する内容であった。

しかし、県・市の積極的な要望活動にもかかわらず、結果としては、この特別法の制定は、実現しなかった。その主な理由は、一国の中に2つの制度を認めることは出来ないとの原則的な考え方を基本に、国の財政支援には、全国的な予算配分のバランスや、特例的な措置に対する他府県のコンセンサスが必要であるという姿勢に因るものであった。これとは別に、抽象的な特例法をつくってしまうと、その特例法に縛られてしまい、かえってプレーキになってしまうという指摘もあった。

[新野幸次郎「復興計画 - 計画等の策定・推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.167]

>

[引用] (座談会における新野 阪神・淡路大震災復興誌編集委員会顧問の発言)  
お金がないからといって単純に「官から民へ」と移っていったら、震災復興などはできなくなってくる。それを考えると、この際、本当に創造的復興ができるような仕組みを、国で、あるいは地方公共団体みんなが合意で、作り上げておかないといけない。

[『阪神・淡路大震災復興誌』[第10巻]2004年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2006/3),p.50]

>

[引用] (復興院の設置に関して)

確かに、復興財源の確保という面から考えると、スムーズに事が運ぶかもしれませんが、しかし、政府機関で復興計画を立てたから、これに沿って復興を進めるという方式では、被災地の納得が得られませんが、強靱な地元のエネルギーを引き出すこともできません。やはり被災者が中心になって復興計画を策定し、その実現に向けて力をあわせていくというのであれば復興の根源的なエネルギーは湧き起こってこないのではないのでしょうか。

[『阪神・淡路大震災10周年記念「研究フォーラム」 阪神・淡路大震災の教訓を生かす 21世紀文明の創造をめざして 報告書』阪神・淡路大震災記念協会(2005/3),p.14]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01] 復興への国・政府の取り組み

## 【教訓情報】

04. 復興財源確保や被災者への公的支援のあり方が議論となった。

## 【教訓情報詳述】

06) 国会議員においても、与党阪神・淡路大震災対策本部災害復興プロジェクトチーム等が、様々な提言、支援活動を行った。

**【参考文献】**

[引用] 与党阪神・淡路大震災対策本部災害復興プロジェクトチーム(座長:村岡兼造衆議院議員)においては、平成7年2月7日の発足以来、応急復旧及び今後の復興について、地元の要望も聴取しつつ精力的な検討を重ねられ、4回にわたる報告書などにより、政府等に各種の要望が行われてきた[伊藤滋「復興体制 - 復興の推進体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9)』(第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.96]

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[02] 自治体の復興計画づくりと体制

#### 【教訓情報】

01. 自治体の復興計画づくりが急がれた。国の復興予算の概算要求時期との関係もあり、わずか6ヵ月で進められることとなった。

#### 【教訓情報詳述】

01) 阪神・淡路復興委員会の提言により、復興計画の立案は地元の県や市に委ねられた。95年7月末が計画策定の期限とされ、地元自治体では、日々の対策に追われながらの計画づくりが進められた。

#### 【参考文献】

[引用] 阪神・淡路大震災からの復興の指針となる、県の『復興計画』策定は時間との戦いであった。1995年1月17日の震災の発生後、時を置かずして復興計画の策定に取り掛かったとはいえ、国の復興予算の概算要求に間に合わせるため、同年7月末がその最終期限だったからである。[震災復興調査研究委員会「阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】」(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.62]

>

[参考] 兵庫県における復興計画の策定過程が、[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.13-37]に紹介されている。

>

[引用] ここで、特に指摘しておきたい点は、約半年という短い時間との戦いの中、復興計画の策定は、かつてない手法で行われた点である。

通常なら3年を要する長期計画の策定手法では、とうてい7月末という期限に間に合わない。そのため、民間有識者による議論や検討、県民等からの意見・提案募集などの作業と、行政による基本構想・計画づくり、政策調整、予算措置などの作業を同時並行的に行った。ただし、同時並行的に行ったといっても、その作業は、非常に多くの時間を要する困難な作業の連続であったことは、容易に想像できる。

[新野幸次郎「復興計画 - 計画等の策定・推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.168]

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[02] 自治体の復興計画づくりと体制

#### 【教訓情報】

01. 自治体の復興計画づくりが急がれた。国の復興予算の概算要求時期との関係もあり、わずか6ヵ月で進められることとなった。

#### 【教訓情報詳述】

02) 神戸市では2月7日から神戸市復興計画検討委員会が始まり、3月27日には「神戸市復興ガイドライン」がまとまった。この策定と並行・前後して各分野の検討が進められた。

#### 【参考文献】

[参考] 2月7日から神戸市復興計画検討委員会が始まり、3月27日に「神戸市復興ガイドライン」がまとまった。この策定と並行・前後して各分野の検討が進められた。[新野幸次郎「第5部 第1章 復興計画」『阪神・淡路大震災誌』朝日新聞社(1996/2),p.632-633]

>

[参考] 兵庫県、神戸、芦屋、西宮、宝塚、北淡町についての復興計画策定の時系列展開については、[『阪神・淡路大震災調査報告書 - 平成7年兵庫県南部地震東京都調査団 - 』東京都総務局災害対策部防災計画課(1995/7),p.334-336]で紹介されている。

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[02] 自治体の復興計画づくりと体制

#### 【教訓情報】

01. 自治体の復興計画づくりが急がれた。国の復興予算の概算要求時期との関係もあり、

わずか6ヵ月で進められることとなった。

#### 【教訓情報詳述】

03) 兵庫県は「都市再生戦略策定懇話会」を2月11日から開き、「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」の報告を受けた。以降、民間、行政による検討が並行して進められた。

#### 【参考文献】

〔引用〕 今回の「復興計画」策定にあたっては、残された時間がわずか6ヵ月と常識をはるかに超えるものであった。それ故、この「復興計画」は、かつてない手法をもって策定されることとなり、通常は時間の経過に従いながら順次行われる、民間有識者による計画の理念策定のための長期ビジョンの議論・提言、一般県民の意見聴取、行政による基本理念の策定、長期ビジョンに基づく基本計画の議論・提言、行政による基本計画の策定がその期間を短縮するために、民間部門の作業と行政部門の作業とが同時並行的に進められることとなった。…(中略)…

〔震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.62〕

>

〔引用〕 まず、新野幸次郎前神戸大学学長を座長とする国内有識者による「都市再生戦略策定懇話会」が同年2月11日に開始された。…(中略)…この懇話会は同年3月までに3回の集中的な会合を開き、「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」を報告した。〔震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.62〕

>

〔参考〕 「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」については、〔震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.64-67〕にその概要が紹介されている。

ここでは、次の4つを基本理念として提言している。

- 1) 災害に強いまちづくり
- 2) 近隣が助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり
- 3) 既存産業が新生し、次世代産業もたくましく活動する生き生きしたまちづくり
- 4) 世界に開かれた、文化豊かなまちづくり

提言の対象地域は10市10町(神戸、尼崎、明石、西宮、洲本、芦屋、伊丹、宝塚、三木、川西の各市および津名、淡路、北淡、一宮、五色、東浦、緑、西淡、三原、南淡の各町)、事業期間は10年間(平成16年度まで)として、そのうち3ヵ月で行う事業を緊急復旧事業、3ヵ年で行う事業を戦略的復興事業、10ヵ年かけて行う事業を復興促進事業と位置づけている。

>

〔引用〕 (復興県民会議)復興計画の策定や復興事業の推進にあたって広く有識者からの意見・提言を得るため、分野別に復興県民会議を設置した。

2月5日には、産業復興会議が立ち上がり、その後、2月16日にひょうご住宅復興県民会議、2月17日に外国人県民復興会議、2月23日に保健医療福祉復興県民会議が設置された。

その他にも、兵庫県生涯学習審議会や新しい家庭と地域のネットワーク会議など種々の場で、復興に向けての検討が行われた。

#### 1 産業復興会議

中小企業の事業再開への支援を中心とした復旧対策に全力をあげる中で、産業界自らが復興について考え行動する場として「産業復興会議」の設置について地元経済団体等と調整を開始し、2月に入り、県内の主要企業や地元経済団体等の経済界代表からなる「産業復興会議」(座長 牧冬彦兵庫県商工会議所連合会・神戸商工会議所会頭、委員は52名、学識経験者及び行政関係者13名は顧問として参加)の設置を決定し、2月5日には第1回の会議を開催して幅広い観点からの意見・提言を得て論議を行うとともに、同会議として国に対する緊急要望を行うことを決定した。

国への緊急要望事項は、特別法の制定をはじめ、産業基盤の早期復旧、ライフラインの早期復旧と公益事業の復旧に対する財政支援、工場等制限法の撤廃等規制緩和の促進、そして、被災企業の円滑な事業復旧のための金融、税制面を中心とした支援措置などとなっており、2月6日に座長から村山首相に要望を行った。

その後の産業復興戦略については、産業復興会議のもとに設置された産業復興計画策定委員会(学識経験者、経済界及び行政関係者14名、委員長 新野幸次郎元神戸大学学長)において、論議を重ね、3月22日の第2回産業復興会議、6月21日の第3回産業復興会議を経て、6月末に産業復興計画を取りまとめた。

その後、8月には、この産業復興計画の趣旨等を踏まえ、かつ阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)のうち、産業に関する部分について、平成9年度までの3ヵ年に取り組むものを「産業復興3ヶ年計画」として、とりまとめを行い、積極的な推進を図っていくこととしている。〔『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.339〕

>

〔参考〕 (行政による阪神・淡路震災復興計画 基本計画)

「戦略ビジョン」を受けて、県は「阪神・淡路震災復興計画 - 基本計画」をまとめた。

この計画では、次の4つの基本目標を定めた。

- 1) 多核ネットワーク型都市圏の形成
- 2) 21世紀に対応した福祉のまちづくり
- 3) 世界にひらかれた、文化豊かなまちづくり
- 4) 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動するまちづくり

また、基本目標を実現するために次のような取り組みを行うこととしている。

・緊急を要する住宅復興、インフラ整備、産業対策については緊急3ヵ年計画を策定する。

・これらの事業を円滑に促進するために1) 復興に際しては、住民主体のまちづくりの推進を図る、2) 民間活力による復興促進のため、規制を緩和する、3) 民間活動を活性化するために、公共投資を計画的に行う。『震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.67-69]

>

[引用] (都市再生戦略懇話会)

新野神戸大学元学長が座長を務めることになったが、新野座長は、神戸市復興計画検討委員会の座長も兼ねられた。県と市の復興計画の一体性を図るためだった。『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.26]

>

[引用] 懇話会が散会したあと新野座長とその周辺にいた委員に招かれた。復興戦略ビジョンの案文作成で事務局への注文であった。「被災者はこのビジョンによって将来への希望を与えられたら、現実がどんなに苦しくても生きていける」「だから被災者がその気になる言葉で文章を書かねばならない」「目標が目に見え、明日が見えるように。かといって甘い文章はイカン」『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.33]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【02】自治体の復興計画づくりと体制

## 【教訓情報】

01. 自治体の復興計画づくりが急がれた。国の復興予算の概算要求時期との関係もあり、わずか6ヵ月で進められることとなった。

## 【教訓情報詳述】

04) 復興計画策定プロセスへの住民参加として意見・提案募集の呼びかけ、フォーラムの開催なども行われた。

## 【参考文献】

[引用] 復興計画の策定にあたっては、被災者をはじめとする住民等からの意見・提案をもとに具体的な復興事業を検討し、英知を結集した県民主体のものとすることが何よりも重要であった。そういった認識から、震災後間もない2月から復興に向けての意見・提案を郵便やファクシミリで県庁へ送っていただくよう呼びかけを行っていた。

計画策定を進めるにあたっては、既に行っていた意見・提言の募集は当然のこととして、被災地の至る所で行われていた復興に向けた議論の成果を少しでも多く得られるよう、住民の方々が身近なところから自主的に復興について学習や議論をして復興についての提案を積極的に行う「コミュニティ復興フォーラム」の開催を広く呼びかけ、その成果を持ち寄って地域別の県民復興フォーラムと全体フォーラムを開催することとした。

...(中略)...

そして、地域別フォーラムを5月21日阪神地域と神戸・東播磨地域において開催し、5月24日に淡路地域で開催した。5月28日には兵庫県公館において全体フォーラムを開催し、延べ千人近くの人々が参加し、幅広い観点から復興についての意見・提案が発表された。

こういったことを含め、県に寄せられた復興に対する意見・提案は約800件、項目にして2,000を上回るものであった。『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.350-351]

>

[引用] (県の阪神・淡路震災復興計画)

作成作業に際しては、被災者、被災団体、被災地の意見、提案を重視し、意見聴取とそれに基づく討議を精力的に行った。とりわけ、兵庫県が平行して進めた県民自らが復興を考え、語る「ひょうごフェニックスフォーラム」をはじめ「産業復興会議」「ひょうご住宅復興県民会議」「外国人県民復興会議」「保健医療福祉復興県民会議」をはじめ被災地各団体や研究機関からの意見と提案を組み入れることとした。

『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.36]

>

[引用] 生活にリアリティ(「生活実感」)を持った女性たちの視点や意見が、県の復興計画にどれだけ反映されたかについては問題が残る。平成7年4月に発足した「ウイメンズ・シンクタンク・ユイ」は、こうした状況を見て、復興計画に女性の意見を届けるためにネットワークを作って力をつけ、知恵を集めようと女性弁護士や建築家、女性問題研究家たちが呼び掛けて作った180人ほどの会だった。その前の2、3月に女性センターが設置した男女共生のまちづくり推進会議も、その延長線上にある。しかし、いろいろな復興会議が次々に立ち上げられたが、全体として女性の参画はわずかであったという残念な事実を指摘しておく。『古山桂子「女性と男性の視点からみた協働」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9)』(第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.210]

>

[引用] (外国人県民復興会議)

この会議の趣旨は、国際都市・神戸を中心とする兵庫地域の復興にあたり、外国人県民の視点から復興に関する提言を行うこと、また外国人の具体的な支援策を検討することであった。委員は、総領事や外国人団体、外国人学校、経済界、学識者、国際交流団体、マスコミ関係者で構成され、委員41名のうち、25名が外

国人であった。

[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.294]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[02] 自治体の復興計画づくりと体制

## 【教訓情報】

01. 自治体の復興計画づくりが急がれた。国の復興予算の概算要求時期との関係もあり、わずか6ヵ月で進められることとなった。

## 【教訓情報詳述】

05) 淡路島の町でも、復興本部の設置、復興計画の策定等、復興事業の推進体制を整えた。

## 【参考文献】

[引用] 復興段階に入り復興本部を設置したのは北淡、東浦の2町。津名郡の6町はいずれも復興計画を策定した。北淡町は災害復興対策室と区画整理事業等を担当する職員16名を擁する都市整備事務所を設置。津名町は職員5名による震災復興課を設置した。密集住宅市街地整備事業を起こした東浦町も職員5名による住環境整備課を設置し、中心部の都志地区の市街地で同じ密集住宅市街地整備事業を計画した五色町も建設課に震災復興対策室を設置し、事業の推進体制を整えた。

[松本誠「淡路島地域(1市10町)の震災と復興」『阪神・淡路大震災復興誌』[第8巻]2002年度版。(財)阪神・淡路大震災記念協会(2004/3),p.115]

>

[引用] 淡路島では復興土地区画整理事業が続いている北淡町を除き、震災復興事業は早々と完了したところが多い。復興計画を策定しなかった南部の5市町は、当初の災害対策が終わったあとは復興事業というところからは少なかった。[松本誠「淡路島地域(1市10町)の震災と復興」『阪神・淡路大震災復興誌』[第8巻]2002年度版。(財)阪神・淡路大震災記念協会(2004/3),p.118]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[02] 自治体の復興計画づくりと体制

## 【教訓情報】

01. 自治体の復興計画づくりが急がれた。国の復興予算の概算要求時期との関係もあり、わずか6ヵ月で進められることとなった。

## 【教訓情報詳述】

06) 兵庫県は、阪神・淡路大震災復興本部を設置し、復興計画策定、事業推進を図った。

## 【参考文献】

[引用] この本部は、これまでの協議・調整機関である本部の機能をさらに強化し、執行機能的な性格を持ったものであり、それぞれの重要課題に対応するために執行機関として部が設置されたものである。

これらの部については、総括部以外の部長は既存の部長が兼務し、既存の部の組織の大半をそのまま活用するなど、形式的には12部を設置したことになるが、実質的には1部を新設したものであった。また、条例設置したことについては、県民に対して震災からの早期復興に全力で取り組む県の姿勢を明確にし、被災地住民の復興への情熱を結束させる効果があったものと思われる。

今後、大規模災害時において、災害応急・復旧対策と併せ通常業務を推進しながら、震災復興事業をより強力に推進するためには、このような既存の枠組みを超えた総合的な推進体制は、有効なモデルケースであると考えられる。

[伊藤滋「復興体制 - 復興の推進体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.94]

>

[引用] 震災後2週間が経過し、緊急応急対策も軌道に乗り、避難住民は半月にわたる避難生活から疲労の色濃く、将来への不安も増しつつあった。これらに対応し、応急対策を前進させるとともに、復興に本格的に取り組む必要が生じたため、1月30日に災害対策総合本部の組織として兵庫県南部震災復興本部を設置し、住宅の再生、がれきの処理、復興のための特別措置法の検討など復興をめざす各般の事業を推進することとした。

こうした体制整備を行いながら緊急的な復旧・復興対策を進める中で、21世紀の地域づくりを先導する創造的復興をめざして、震災復興事業をより強力に推進するためには、既存の組織の枠組みを超えた総合的な推進体制が必要であると考え、3月15日に阪神・淡路大震災復興本部を設置し、総括部、国際部、地域部、渉外部、防災部、福祉部、保健環境部、商工部、労働部、農林水産部、土木部、都市住宅部の12部を置くとともに、震災復興に関し、県民の相談に総合的に応じ、神戸市内における県行政の運営を円滑に推進するため、県民サービスセンターを震災復興総合相談センターに改組した。

なお、復興本部の設置に伴い、緊急対策本部と兵庫県南部震災復興本部を廃止し、災害対策総合本部を災害対策本部に改組した。

また、4月1日には、震災の教訓から、行政環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、県のトップマネジメントに対する補助機能及び政策立案機能を強化するため、首席審議員及び審議員を設置した。

[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.33]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【02】自治体の復興計画づくりと体制

## 【教訓情報】

01. 自治体の復興計画づくりが急がれた。国の復興予算の概算要求時期との関係もあり、わずか6ヵ月で進められることとなった。

## 【教訓情報詳述】

07) 各種経済団体、研究機関、学会、政党、企業などから、震災復興に対する多くの提言がなされ、これらについても、計画づくりに活用された。

## 【参考文献】

[引用] 経済団体連合会等の各種経済団体や、県内の学識経験者が自主的に組織したひょうご創生研究会をはじめとする諸研究機関、日本建築学会等の各種学会、政党、企業などから、震災復興に対する多くの提言がなされ、これらについても、計画づくりに活用された。なお、これらの提言等は、平成9年度末までの約3年間で923件にのぼったとの報告がある。[新野幸次郎「復興計画 - 計画等の策定・推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9)』(第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.157]

>

[引用] 当会議所は、阪神大震災による被害があまりにも大きかったことから、震災後早い段階から西宮市に対し産業の復旧・復興に必要な施策に対するリーダーシップの発揮や公的支援を求めていたが、同時に商工会議所自らも市内商工業者の支援のため商工会議所の機能を最大限発揮して、当面の短期的な方策、中長期的な産業及び街づくりの復興計画を策定するため、小笠原暁足や大学教授を座長に専門家、会議所役員等による20名の委員による、西宮産業復興懇談会を震災から約1ヶ月後の2月24日に設置した。[『阪神・淡路大震災復興誌』西宮商工会議所(2005/3),p.8]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【02】自治体の復興計画づくりと体制

## 【教訓情報】

02. 兵庫県は8月4日「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」を発表。10年間で660事業、概算事業費約17兆円の計画となった。

## 【教訓情報詳述】

01) 神戸市では95年6月29日、神戸市復興計画審議会が「神戸市復興計画」を市長に答申した。

## 【参考文献】

[参考] 神戸市での経過については[新野幸次郎「第5部 第1章 復興計画」『阪神・淡路大震災誌』朝日新聞社(1996/2),p.632-633]による。

>

[参考] 兵庫県、神戸、芦屋、西宮、宝塚、北淡町についての復興計画策定の時系列展開については、[『阪神・淡路大震災調査報告書 - 平成7年兵庫県南部地震東京都調査団 - 』東京都総務局災害対策部防災計画課(1995/7),p.334-336]で紹介されている。

>

[参考] 兵庫県、神戸市の復興計画の策定の流れが[伊藤滋「復興体制 - 復興の推進体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9)』(第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員

会(2005/3),p.86-89]にまとめられている。

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[02] 自治体の復興計画づくりと体制

#### 【教訓情報】

02. 兵庫県は8月4日「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」を発表。10年間で660事業、概算事業費約17兆円の計画となった。

#### 【教訓情報詳述】

02) 兵庫県は95年8月4日、10年間で660事業、概算事業費約17兆円の「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」を発表した。

#### 【参考文献】

[参考] 兵庫県は95年7月に県の行政計画として「阪神・淡路震災復興計画」を策定。8月4日に発表した。これは、10力年で660事業、概算事業費約17兆円にのぼるもので、同年7月8日に計画案を発表した後、阪神・淡路復興委員会の意見をなどを聞いて修正した上で県の行政計画として確定したものである。

・基本理念:「人と自然、人と人、人と社会が調和する『共生社会』づくり」

・基本方針:

1) 被災者が自力復興への意欲と活力を持ち、新しい生活を切り開くためのきめ細かい政策的努力を重ねる

2) 「安全」「安心」「ゆとり」をキーワードとする都市復興をめざす

3) 単に以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から都市を再生する「創造的復興」

・施策体系は、大きく次の5分野29項目からなる

1) 21世紀に対応した福祉のまちづくり

2) 世界に開かれた、文化豊かな社会づくり

3) 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり

4) 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり

5) 多核・ネットワーク型都市圏の形成

[震災復興調査研究委員会「阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】」(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.72-78]

>

[引用] 喪失したものをもう一度獲得する、あるいは再生することが復興計画としてあった。喪失したものと、健康だけ、財産だけ、仕事だけ、ということではなく、それらが複雑に絡み合い、多様なニーズが存在した。さらに、親しかった友達、かかりつけの病院、声を掛けてくれる市場のおじさん、そのような社会的な関係も同時になくなった。それらを再生していくための総合的な支援は、地域でやっていくということが、震災復興の中で芽生えてきた動きである。

これは、単にお金を投じて、社会的インフラを整え、震災前の状態に戻すことが復興ではないということである。むしろ、震災復興の中で生まれてきた新しい社会への息吹なり、これからの社会のあり方を先取りしたやり方で、あるべき社会として創っていくということである。我々は、これを創造的復興と名づけ、これからの21世紀の社会を創るうと訴えている。

[松原一郎「高齢者の見守り体制整備」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』「健康福祉分野」兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.202]

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[02] 自治体の復興計画づくりと体制

#### 【教訓情報】

02. 兵庫県は8月4日「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」を発表。10年間で660事業、概算事業費約17兆円の計画となった。

#### 【教訓情報詳述】

03) 復興計画については、大規模プロジェクト・産業重視で、福祉や住民生活は後回しとの批判もあったが、経済復興と生活再建にはバランスのとれた議論・対応が必要との声もあった。

#### 【参考文献】

[引用] (批判の例)この計画(兵庫県の復興計画)では住民主体によるまちづくり、人と自然が共生する環

境創造などの美しい言葉で課題がかかげられている。しかし、計画の前提となった「都市再生戦略策定懇話会」などの知識人の提案であった高速道路の地下化をはじめとする基本的政策案はとりいれられていない。他方で県が震災前につくった総合計画「兵庫2001計画」が骨格として継続されている。[宮本憲一「第2部 第1章 復興政策の課題と展望」『震災復興の政策科学』有斐閣(1998/6),p.50-52]

> [参考] 批判の例としては、[大震災と地方自治研究会編『大震災と地方自治－復興への提言』自治体研究社(1996/1),p.65-76]参照。

> [参考] [遠藤勝裕「神戸経済復興への提言」『都市政策 no.81』(財)神戸都市問題研究所(1995/10),p.27]は、経済復興と生活再建にはバランスのとれた議論・対応が必要と指摘している。

> [引用] 社会基盤施設等、ハード面については、迅速な復旧・復興がなされたが、50年、100年先を見据えた新たな未来都市像を具体化させるなど、画期的な創造への取り組みという点ではどうか。例えば、「21世紀の国土づくり、地域づくりを考える列島リレーシンポジウム(近畿ブロック)」(H8.10)や「21世紀の創造的福祉社会シンポジウム」(H.9.1)などで提言があった地下の自動車道、保水施設、共同溝など思い切った地下空間の有効活用といったことである。震災後に都市部の高架高速道路の地下・掘削化などの議論はあったが、実現に至っていない。ポストン市では、セントラル・アーテリープロジェクトとして高速道路の地下化が図られている。もっともコスト的には、日本と比べてはるかに低いなど、財政上の制約や法制度(私権等)の問題もあるが、創造的投資がもたらす効果についての評価を含めて十分検討がなされるべきであると考えられる。[野尻武敏「復興総括 - 復興全体の総括」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.45]

> [引用] 震災復興計画を述べる論調として、特に都市計画的な取組みに将来へのアプローチといった視点が十分でなかったこと、生活再建に対する配慮が少なかったこと、総花的で事業のプライオリティなど戦略性が見えないこと、などがマイナス評価として指摘されている。都市政策として見たときに、一般的な制度や基本計画のフレームを維持した中で震災復興を位置づけており、災害復興として出現するであろう特殊解に対応するものになっていない、との指摘である。[越山健治「都市計画的視点から見た住宅復興の諸問題」『減災Vol.1』阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター(2006/4),p.88]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[02] 自治体の復興計画づくりと体制

## 【教訓情報】

02. 兵庫県は8月4日「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」を発表。10年間で660事業、概算事業費約17兆円の計画となった。

## 【教訓情報詳述】

04) 住宅、産業復興、インフラ整備等の特に短期間に計画的に取り組む事業については、それぞれについて「復興3ヶ年計画」が作成された。

## 【参考文献】

[引用] 復興に向けた取り組みのうち、特に短期間のうちに計画的に取り組む事業を明らかにする必要がある産業、インフラ、住宅については、緊急3ヶ年計画を策定した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.355-363]

> [引用] (産業復興3ヶ年計画)  
産業復興戦略については、産業復興会議のもとに設置された産業復興計画策定委員会(学識経験者、経済界及び行政関係者14名、委員長 新野幸次郎元神戸大学学長)において、論議を重ね、3月22日の第2回産業復興会議、6月21日の第3回産業復興会議を経て、6月末に産業復興計画を取りまとめた。

8月には、産業復興会議が6月末に取りまとめた産業復興計画の趣旨等を踏まえ、かつ阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)の内、産業に関する部分について、平成9年度までの3カ年に取り組むものを「産業復興3ヶ年計画」として、とりまとめを行い、積極的な推進を図っていくこととしている。  
[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.355]

> [参考] 産業復興3ヶ年計画については、[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】】(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.429-434]参照。

> [引用] (緊急インフラ整備3ヶ年計画)  
今回の大震災は、国土軸の中心に位置しわが国の人・もの・情報の流れの大動脈をなす地域の生活、産業活動、都市機能を壊滅させたことから、その影響は日本全体の活動にも及ぶものであり、大震災による損傷が長引けば、阪神・淡路地域における、定住人口の流出、基幹産業及び地域産業の空洞化、国際物流機能の海外流出などにより、本県のみならず国民経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念される。  
このため、県民生活や産業活動の基盤となる道路、鉄道、港湾、ライフライン等の早期復旧に全力をあげるとともに、二次災害防止のための防災インフラ整備、交通機関相互の連携、代替性の確保等による多元多重

の総合交通体系の整備等、災害に強く安心して暮らせる多核・ネットワーク型都市圏の形成をめざして、2月に入り、道路、鉄道、港湾、空港、河川、砂防、海岸、ライフライン(上下水道、共同溝、情報通信)、市街地整備、新しい都市核、防災拠点などにかかる急務を要する事業の復興指針となる「緊急インフラ整備3か年計画」の策定を開始した。

交通部門の計画策定に際しては、学識経験者等からなる「交通基盤復興懇話会」(座長 今野修平大阪産業大学経済学部教授)を設置し、2月25日を第1回に3回の会議を開催し、震災から得た教訓等を踏まえて交通基盤復興の視点、基本方針等についての示唆を受け計画へ反映させた。また、港湾復興については、学識経験者、関係行政機関、港湾関係者等からなる「兵庫県港湾復興検討委員会」(座長 吉川和広 関西大学工学部教授)を設置し、復旧・復興の指針となる方策の検討を行った。

さらに、既往計画の見直し、関係省庁、地元市町等との協議調整を行い、「阪神・淡路震災復興計画」の策定と歩調を合わせながら、「緊急復興事業」、「緊急防災まちづくり事業」、「戦略的基盤整備事業」等からなる「緊急インフラ整備3か年計画」のとりまとめを11月に完了した。

[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.355-356]

>

[引用] (ひょうご住宅復興3か年計画)

ひょうご住宅復興会議が5月に取りまとめた提言を受けて、県は「ひょうご住宅復興3か年計画」を8月に策定した。

同計画においては、平成7年度から9年度の3か年間に125,000戸の住宅を建設することとしている。その内訳は、平成6年度以前着工分が15,000戸、新たに建設に着手する戸数が110,000戸である。

具体的には県や市町が供給する災害復興公営住宅18,000戸、再開発系住宅6,000戸、国の特定優良賃貸住宅制度を利用した災害復興準公営住宅18,000戸、公団・公社住宅22,000戸、街づくり系住宅が13,000戸となっており、これらの公的供給住宅総計は77,000戸となっている。

同計画は、上記の恒久住宅建設計画の他にも被災者の住宅再建に係る各種支援施策等を盛り込んだものとなっている。その施策については下記のとおりである。

- ・災害復興(賃貸)住宅の一元的受付・選定
- ・設計・建設システムの合理化
- ・住宅金融公庫融資等の活用
- ・住宅復興助成基金の設置
- ・阪神・淡路大震災復興基金の設置
- ・災害復興(分譲)住宅
- ・公団・公社分譲住宅等
- ・被災者住宅再建支援制度
- ・民間住宅共同化支援制度
- ・持ち家修繕助成
- ・被災マンション建替支援制度
- ・定期借地権による被災マンション建替支援制度
- ・震災復興型の総合設計制度の創設
- ・被災マンション建替等支援事業
- ・被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進制度
- ・学生寄宿舎建設促進制度
- ・賃貸住宅家賃等補助
- ・面的整備事業の積極的推進
- ・ひょうご100年住宅の建設推進
- ・応急危険度判定土制度の創設
- ・高齢者仕様の標準化
- ・人生80年いきいき住宅補助制度
- ・復興住宅コミュニティプラザの設置
- ・総合住宅相談所の設置
- ・ひょうご都市づくりセンターの設置
- ・住宅復興情報の発行
- ・ひょうご輸入住宅総合センターの設置
- ・輸入住宅復興街区の形成
- ・輸入住宅導入の推進
- ・ひょうご県民住宅復興ローン制度等
- ・県民住宅ローン既債務対策助成制度
- ・住宅債務償還特別対策助成制度(ダブル・ローン対策)
- ・宅地防災工事助成制度
- ・被災宅地に係る二次災害防止対策工事助成制度

[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.356-357]

>

[引用] (ひょうご住宅復興会議)

二月十六日、大学教授や産業界のトップ、各国大使など、四十八人全員が、まだ交通の便の悪い神戸にご参集いただいた。…(中略)…

異・京都大学名誉教授を座長に選出し、参加委員全員から住宅復興への貴重な提言をいただくとともに、より議論を深めるために、座長の提案で「総合政策部会」「公共住宅部会」「民間住宅部会」「輸入住宅部会」の四部会を設けて検討することになり、…(中略)…各部会では、規制緩和や制度緩和、ダブルローン問題、定期借地権活用によるマンション再建、輸入住宅の活用など斬新な施策提案がなされ、五月十二日の会議において提言として発表された。部会の取りまとめ作業には、コー・プラン、さくら総研、三和総合研究所に手弁当で参画いただいたことも質の高い検討作業を支える大きな力となった。

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【02】自治体の復興計画づくりと体制

## 【教訓情報】

02. 兵庫県は8月4日「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」を発表。10年間で660事業、概算事業費約17兆円の計画となった。

## 【教訓情報詳述】

05) 95年7月17日に有識者による「被災者復興支援会議」が発足し、被災者の生活復興に向けて行政と被災者との間をつなぐ役割を担った。

## 【参考文献】

【引用】震災から半年が経過した平成7年7月17日、県の呼び掛けに呼応し、12名の有識者で構成する被災者復興支援会議が発足した。

同会議では、フェニックス計画の策定等を通じて「被災地」の復興が推進されている一方で、将来の生活再建への展望が見いだせず、明日の暮らしに不安を抱く被災者が少なくないとの認識の下に、被災者と行政の間に立ち、被災者の生活再建に向けた課題等を客観的、総合的に検討し、「被災者」の復興に向けた提案等を、行政、被災者双方に向けて行っていくこととされた。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.374-376]

>

【参考】第三者である有識者の果たした役割として意義深いとの指摘が[新野幸次郎「第5部 第1章 復興計画」『阪神・淡路大震災誌』朝日新聞社(1996/2),p.645-646]にある。

>

【参考】被災者復興支援会議の活動については[『被災者復興支援会議の活動記録－阪神・淡路大震災とくらし再建－』被災者復興支援会議(1999/3),p.-]としてまとめられている。

>

【引用】(貝原前知事へのインタビュー、被災者復興支援会議の発案のきっかけについて)

ある方が、ああいう一触即発みたいな危機的状況の中で、「関東大震災のときに被災者復興に尽力された賀川豊彦(注:日本の生活協同組合運動の創始者であり、関東大震災で被災者支援に尽力した。)さんが、今いてくれたらなあ」ということを言ったんですよ。しかし今、賀川豊彦さんになれるような人物は具体的にはなかなかいない。私は、組織としてそれに代わるべきもの、つまり被災者が何か困ったときには心のよりどころになるような存在が被災地にあるということが、精神的な安定のために非常に大切なんじゃないか、と感じたものですから、当時、阪神・淡路大震災復興計画策定調査委員会の特別委員であり、現在、財団法人神戸都市問題研究所の理事長である新野幸次郎氏とも相談して、ああいう組織をつくってもらったんです。

[『ゼロからの復興 -参加と協働の社会へ』『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)2001年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.45]

>

【引用】支援会議に対する当初の期待がどのようなものであったのかについては定かではないが、結果的に評価されることになったのには多くの要因がある。支援会議側からは、他の類似の組織のことを考えれば、知事にサポートを第一に挙げなければならない。支援会議メンバーの熱意も断続的であったとはいえ維持されてきた。メンバーが十二名で実質的な議論が可能な規模であったし、自由闊達に意見を述べる人が集まったことも重要であった。さらに、プロジェクト・チームの面々に非常に優秀な人々を得たことも重要であった。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.113]

>

【参考】被災者復興支援会議の発足からその後の活動経過については、[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.99-116]にも紹介されている。

>

【引用】「被災者復興支援会議」は被災者と行政の中間に立って、被災者支援や生活復興のための政策・施策づくりを行政に提案するとともに、被災者に向けても時々の課題に対する解決策を提示してきた。

行政・住民の両サイドから政策・施策をモニターすることによって、柔軟な政策・施策が形成できたことが、支援会議が果たした機能ではないかと考える。

[伊藤滋「復興体制 -復興の推進体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9)』(第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.95]

>

【参考】被災者復興支援会議の活動の全体像は、[山下淳「復興推進 -新たに生まれた社会のしくみ」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9)』(第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.227-245]にまとめられている。

>

【引用】第一に、当初の被災者復興支援会議は、その活動にあたって、際だった2つの特色をもっていた。

ひとつは、アウトリーチ機能であり、ふたつは、行政に対するアドボカシー機能である。

第二に、何をテーマとしてとりあげるか、どのように提言としてとりまとめるか、すべてが会議のメンバーに委ねられていること、会議のメンバーが外向いて直接被災者から意見を聴き、また、行政からもしっかり意見を聴くなど、従来型の審議会とは違った運営がとられた。

関連して第三に、プロジェクトチームのメンバーの質がある。…(中略)…つまり、従来型とは異なったスタイルの行政運営を受容し自らのレベルアップにまでつなげていける人材だったことが指摘されている。

[山下淳「復興推進 - 新たに生まれた社会のしくみ」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.230-231]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【02】自治体の復興計画づくりと体制

## 【教訓情報】

02. 兵庫県は8月4日「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」を発表。10年間で660事業、概算事業費約17兆円の計画となった。

## 【教訓情報詳述】

06) 95年8月、兵庫県は都市復興の基本方針などをまとめた「阪神・淡路都市復興基本計画」を策定した。

## 【参考文献】

[引用] 兵庫県は震災からの教訓と課題を踏まえ、平成7年8月、都市復興の基本方針などをまとめた「阪神・淡路都市復興基本計画」(対象地域:10市10町)を策定した。これは、策定過程において、復興10ヶ年計画である「阪神・淡路震災復興計画」の都市復興部門をまとめる基礎となった他、法定都市計画として定める「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」などの基本となり、地域防災計画の改訂にも反映されている。[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局「阪神・淡路大震災復興誌」大蔵省印刷局(2000/6),p.105]

>

[引用] 市街地復興事業を緊急に進めつつ、今後の都市づくりのビジョンを示すため、都市復興基本計画をつくることとした。

多核・ネットワーク型都市、防災拠点の整備など、その内容はひょうごフェニックス計画に反映される一方、法定の都市計画である「整備、開発又は保全の方針」いわゆる都市計画のマスタープランの変更にも反映させた。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.482]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【02】自治体の復興計画づくりと体制

## 【教訓情報】

02. 兵庫県は8月4日「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」を発表。10年間で660事業、概算事業費約17兆円の計画となった。

## 【教訓情報詳述】

07) 財団法人形式の組織により、複数年にまたがって継続的に事業を推進する仕組みが作られた。

## 【参考文献】

[引用] (財)阪神・淡路大震災復興基金並びに(財)阪神・淡路産業復興推進機構、(財)阪神・淡路大震災記念協会といった組織の特徴としては、財団法人形式を取ったことにより、複数年にまたがって継続的に被災地の生活・産業復興、震災の経験を対外的に発信する仕組みが作られたことにあると考えられる。[伊藤滋「復興体制 - 復興の推進体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.85-86]

>

[引用] 阪神・淡路大震災において、阪神・淡路産業復興機構はこうした中間組織の役割を果たしたといえる。震災からの産業復興は、公共部門の行動原理である「公平性」「継続性」を堅持するだけではできない。変化への機動的対応、多様な状況への効果的・効率的支援など、どちらかというと公共セクターが苦手としてきた状況への対応に迫られることになる。こうしたなかで、公共と民間が連携することで設立された同機構が果たした役割はきわめて大きいと言わなければならない。また、一般論としてのクラスター・マネジネット

型中間組織とは異なり、震災復興という単一目的組織であることからあらかじめ存続期間が指定されていることも特色として明記しておかなければならない。所与の期間における成果をあげることが求められた阪神・淡路産業復興機構の存立形態は、今後の災害復興をマネージするうえで重要な経験となった。[加藤恵正「国内外企業の立地推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9)』(第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.265]

>

[引用] 特に、復興段階や事業者ニーズに即応した施策展開を支えた要因の一つに、安定した資金調達とニーズに即応した配分が可能であったことが挙げられる。これはHEROが復興支援策の柱を、民間企業等賛助会員からの会費などを中心とした自主財源と、補助金の弾力的活用に向けたことが鍵となった。[『産業復興10年のあゆみ 阪神・淡路産業復興支援事業検証報告書』(財)阪神・淡路産業復興推進機構(2005/3),p.161]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【02】自治体の復興計画づくりと体制

## 【教訓情報】

02. 兵庫県は8月4日「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」を発表。10年間で660事業、概算事業費約17兆円の計画となった。

## 【教訓情報詳述】

08) 神戸市は、復興計画の推進を図るため、幅広い分野からの意見を募る神戸市復興推進懇話会を設置した。

## 【参考文献】

[引用] 復興計画の推進にあたり、その進捗状況を把握し、課題の明確化を行うこと、課題解決のための方策の検討と市長あて提言を行うことを目的として、平成8年8月に「神戸市復興推進懇話会」が設置された。委員の選任に際しては、幅広い分野からの意見を募ることを念頭に置き、学識経験者19名と、市民との協働を促進する観点から民間団体や市民14名、合計33名が委嘱された。

懇話会の設置から1年半の間、多岐にわたる議論が交わされ、提言に対する取り組みが進められているが、平成10年3月の時点で、復興の第一段階に到達したとの見解に達して第6回懇話会をもって終了し、平成10年6月に復興課題と長期的課題に対応するべく設置された「神戸市復興・活性化推進懇話会」に議論の場が移された。

[伊藤滋「復興体制 - 復興の推進体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9)』(第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.89]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【02】自治体の復興計画づくりと体制

## 【教訓情報】

02. 兵庫県は8月4日「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」を発表。10年間で660事業、概算事業費約17兆円の計画となった。

## 【教訓情報詳述】

09) 復興計画に明確な数値目標を設定できなかったことについての指摘もある。

## 【参考文献】

[引用] 復興計画に明確な数値目標を設定し難い事情があったために、是が非でも目標を達成するという気迫が、時間の経過とともに薄れていったという指摘も無いではない。

数値目標を設定し難いために、復興計画を政策評価的な手法でフォローアップすることが困難な面もあったことは否定できない。…(中略)…

その点で、神戸市が、行政評価の考え方を一部取り入れ、まちづくりの目標や成果を測るための45指標からなる「しみんしあわせ指標」を作成し、計画をフォローアップする際の物差しとした点は、一つの試みとして、注目に値する。この「しみんしあわせ指標」について、神戸市は、指標を検討する段階から、市民の意見や提案を募り、市民とともに作り、ともに目指す指標づくりを行った点を強調している。

[新野幸次郎「復興計画 - 計画等の策定・推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9)』(第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.168-169]

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【02】自治体の復興計画づくりと体制

## 【教訓情報】

02. 兵庫県は8月4日「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」を発表。10年間で660事業、概算事業費約17兆円の計画となった。

## 【教訓情報詳述】

10) 復興計画の推進に当たり、県は着実にフォローアップを繰り返したが、多くの市町では十分にはできなかった。

## 【参考文献】

[引用] 復興計画の推進にあたっては、復興計画の策定後から、推進委員会や推進会議、フォローアップ委員会等を設置し、3年目、6年目、8年目に補完プログラム等を策定するなど、計画の不断のフォローアップを継続した。この点は、刻々と変化するその時々々の社会経済情勢等に機動的に対応し、県民等にきめ細かな施策を提供できたという点で、評価すべき対応であったと言える。

また、震災5年目には、国内外の第一人者によって、国際的な視点、客観的な視点から、5年間の復興の取り組みを検証する「震災対策国際総合検証事業」を実施した。また、今回の復興10年総括検証・提言事業は、震災復興に関する54にものぼるテーマについて、多面的な視点から、フェーズを追って、10年間にわたる長期間の取り組みを総括的に検証したものである。これだけ大がかりな検証は、これまでの海外の大災害でも見られないわが県独自の取り組みであり、震災の経験と教訓を、全世界共有の財産として記録し、発信し、活用するものとして、非常に意義のあるものと言えよう。

[新野幸次郎「復興計画 - 計画等の策定・推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.169]

>

[引用] 復興計画の策定過程のみならず、計画のフォローアップ過程においても、県民からの意見・提案の募集や、フォーラム、ワークショップ等の開催、パブリック・コメント手続きの実施など、県民の「参画と協働」による取り組みが進められた。

復興の進捗状況に合わせて、被災者の復興に対する意識は変化していくものであるし、10年間という時間の経過の中で、社会経済情勢等は大きく変化し、それに伴い、被災者の考え方も変化するのは、当然である。その点で、このような被災者の意識や状況の変化を的確に捉え、それを施策に反映させていくことは、計画のフォローアップにあたって、最も基本的で重要なポイントと言えよう。

また、こうした県民の復興への「参画と協働」の取り組みによって、単に県民の意見を把握するだけではなく、県民一人ひとりが復興の取り組みを「わがこと」と考えるような意識の醸成や、行政と県民、NPO/NGO、団体等とのパートナーシップの構築等につながったという点も、評価できる点と言えよう。

[新野幸次郎「復興計画 - 計画等の策定・推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.169]

>

[引用] 多くの市町においては、今回実施したアンケート及びヒアリング調査から見ても、復興計画に特化した継続的できめ細かなフォローアップは、なかなかできなかったのが実情である。これには、県や神戸市とは、職員の数や財政規模も異なることから、震災復興対策について、人や時間、予算を集中させることが困難であるという状況があり、これについては、市町の実情から考えても理解できるところである。また、これらの市町においては、その多くが、復興計画策定後に、地方自治法に基づく市町総合計画を改訂しており、それらの改訂作業の中で、震災の経験と教訓を踏まえた市町の取り組みについても反映されている。

しかしながら、震災から10年を経た現在において、被災市町の震災復興に対する意識の低下は否めず、それがひいては、市民、町民の震災に対する意識の風化につながっていくのではないかという危惧も感じられる。

[新野幸次郎「復興計画 - 計画等の策定・推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.170]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【02】自治体の復興計画づくりと体制

## 【教訓情報】

02. 兵庫県は8月4日「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」を発表。10年間で660事業、概算事業費約17兆円の計画となった。

## 【教訓情報詳述】

11) 当初、被災自治体では、復興のシナリオが描けなかったという反省もある。

## 【参考文献】

【引用】(座談会における井戸兵庫県知事の発言)

復興シナリオを描けるか、描けないかということで、全然復旧のスピードが違うはずなのです。あるいは復興に対する課題に認識が違うはずなのです。我々は描けなかった。先例などなかった。無我夢中で、10年切り開いてきたのです。

【『阪神・淡路大震災復興誌』[第10巻]2004年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2006/3),p.39】

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【02】自治体の復興計画づくりと体制

#### 【教訓情報】

03. 兵庫県は、新しい都市の骨格づくりを進めるために「緊急インフラ整備3か年計画」を策定し、都市インフラの先行的かつ重点的な整備を図った。

#### 【教訓情報詳述】

01) 兵庫県は、「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」の分野別計画として、95年3月に「緊急インフラ整備3か年計画」をとりまとめ、関係機関との調整や事業費の精査を行った後、95年11月16日に公表した。

#### 【参考文献】

【引用】これらの計画づくりが、大震災直後の早い段階で進められたということは、単なる原型復旧ではなく、復興を通して阪神・淡路地域に21世紀型の新しい都市モデルを創造していくうえで大変有意義であったと考えている。[吉川和広「都市基盤の復興の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.241]

>

【参考】「緊急インフラ整備3か年計画」の概要は、[吉川和広「都市基盤の復興の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.295-303]にまとめられている。

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【02】自治体の復興計画づくりと体制

#### 【教訓情報】

03. 兵庫県は、新しい都市の骨格づくりを進めるために「緊急インフラ整備3か年計画」を策定し、都市インフラの先行的かつ重点的な整備を図った。

#### 【教訓情報詳述】

02) 兵庫県が策定した「緊急インフラ整備3か年計画」の目標水準は、総量的にはほぼ達成された。

#### 【参考文献】

【参考】この震災での都市基盤の被害と復旧の概要については、「土木施設」「ライフライン」「二次災害防止対策」「交通(輸送)対策」「道路上への崩壊物の除去」「廃棄物対策」「制度」「民間施設」の別に[吉川和広「都市基盤の復興の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.241-254,p.268-394]にまとめられている。

>

【引用】大震災から3年余りの間、生活、産業等の活動基盤となるインフラの整備に全力をあげて取り組んだ結果、道路、鉄道、港湾等の主要施設はすべて元通りに回復した。さらに、「創造的復興」をめざす「阪神・淡路震災復興計画」の分野別計画として策定された「緊急インフラ整備3か年計画」についても、着実な事業伸展が図られ、全体計画事業費約5兆7,000億円に対して約5兆8,700億円が予算措置され、「緊急インフラ整備3か年計画」の目標水準は、総量的にはほぼ達成された。[吉川和広「都市基盤の復興の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.254]

>

【参考】「緊急インフラ整備3か年計画」の概要と効果・課題等は、[吉川和広「都市基盤の復興の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.254-263,p.304-324]にまとめられている。

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【02】自治体の復興計画づくりと体制

#### 【教訓情報】

03. 兵庫県は、新しい都市の骨格づくりを進めるために「緊急インフラ整備3か年計画」を策定し、都市インフラの先行的かつ重点的な整備を図った。

#### 【教訓情報詳述】

03) ライフラインや交通施設などのインフラは、世界でも例を見ない驚異的なスピードで復旧が成し遂げられ、被災地域の社会経済の安定化に大きく貢献した。

#### 【参考文献】

【参考】[吉川和広「都市基盤の復興の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.263-267]では、「都市基盤の復旧が遅れることによる社会経済上の損失は計り知れないものがあり、被災地の生活再建は、都市基盤を如何に早く復旧できるかに係っていた。このため、ライフラインや交通施設などのインフラの緊急な復旧が至上命題であった。兵庫県をはじめ関係機関の昼夜を問わない努力の結果、世界でも例を見ない驚異的なスピードで復旧を成し遂げることができた。」とし、その要因及び今後の防災対策のあり方、さらに耐震性の強化、復興計画について検証している。

>

[引用]しかし、ソフト面での整備がこれに伴わず、せつかくの都市基盤整備の効果が十分に生かされず、社会経済面での復興が遅れが生じている。[吉川和広「都市基盤の復興の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.266]

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【02】自治体の復興計画づくりと体制

#### 【教訓情報】

03. 兵庫県は、新しい都市の骨格づくりを進めるために「緊急インフラ整備3か年計画」を策定し、都市インフラの先行的かつ重点的な整備を図った。

#### 【教訓情報詳述】

04) 交通インフラ等については、事前の復興計画が必要との指摘がある。

#### 【参考文献】

[引用]復興計画は被災地域で被災後に策定されるものであり、震災を被るまでは全く無縁のものである。しかし、交通インフラの復旧に関して述べたように、被災すれば直ちに復旧に取りかからなければならず、その間の時間的余裕はない。復興段階に進んでも、その復旧された姿を前提にした計画を立てなければならない。交通インフラは容易に改変することができるものではなく、復旧・再建したものを短期間で作り直すことは考えられない。被災地域が震災以前の活況を取り戻すには、以前よりも魅力的な地域づくりが成されなければならない。

地域づくりに果たす交通インフラの役割は大きく、震災を機会にあるべき姿に近づけることができれば地域の復興への大きなステップになる。これを可能にするには復興計画が復旧段階でできあがっていることが必要である。これはすなわち被災以前に復興計画が必要であることを意味している。

[森津秀夫「道路、港湾、鉄道、空港の整備に向けた取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.473]

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【02】自治体の復興計画づくりと体制

#### 【教訓情報】

04. 兵庫県は、1995年7月に策定した「阪神・淡路震災復興計画」の効果的な実施を図るために「復興推進プログラム」を策定した。

#### 【教訓情報詳述】

01) 兵庫県は2000年11月に、計画期間の前半を終え検証を踏まえて「後期5か年推進プログラム」を策定した。

**【参考文献】**

【参考】兵庫県は2000年11月に、震災5年目の震災対策国際総合検証と、復興計画フォローアップ事業の結果を踏まえ、後期5か年の復興に向けての取り組みの方向や具体的な施策を示す「阪神・淡路震災計画後期5か年推進プログラム」を策定した。基本的な視点として以下の点を示している。

- ・知識や経験を社会に活かし、一人ひとりが復興の主人公となる「発揮型」社会をつくる
- ・多様なセクターによる自助、共助、公助の相まった協働の仕組みをつくる
- ・ちがいを認めあい、ちがいを楽しみながら共に生きる、活力あるコミュニティをつくる
- ・グローバル化の進む中で、地域資源を活かした多様で個性的な産業・しごとをつくる
- ・自然環境と人の営みが共生する持続可能な(サステナブル)循環型社会をつくる

【「阪神・淡路震災復興計画 後期5か年推進プログラム」兵庫県(2000/11),p.-】

---

**【区分】**

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【02】自治体の復興計画づくりと体制

**【教訓情報】**

04. 兵庫県は、1995年7月に策定した「阪神・淡路震災復興計画」の効果的な実施を図るために「復興推進プログラム」を策定した。

**【教訓情報詳述】**

02) 兵庫県は2002年12月に、残り3年の重点的な施策遂行のため「最終3か年推進プログラム」を策定した。

**【参考文献】**

【参考】兵庫県は、2002年12月に阪神・淡路震災復興計画の最終3か年推進プログラムを策定した。残された3か年の基本的な考え方として、「復興計画の終了まで残り3か年となった今、復興計画後期5か年推進プログラムを着実に推進しつつ、震災に直接起因する課題や震災復興の過程の中で生じた課題など残された課題解決に全力で取り組むとともに震災を契機に高まった県民のボランティア活動など先駆的な取り組みや新しいしくみを、それらの成果や課題を見極めつつ、成熟社会を支えるしくみとして定着を図る。」としている。

【「阪神・淡路震災復興計画 最終3か年推進プログラム～成熟社会につなぐ創造的復興～」兵庫県(2002/12),p.-】

---

**【区分】**

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【02】自治体の復興計画づくりと体制

**【教訓情報】**

04. 兵庫県は、1995年7月に策定した「阪神・淡路震災復興計画」の効果的な実施を図るために「復興推進プログラム」を策定した。

**【教訓情報詳述】**

03) 神戸市は2000年10月に、総括・検証に基づいて「復興計画推進プログラム」を策定した。

**【参考文献】**

【参考】神戸市は、震災発生から5年目の総括・検証に基づいて、1995年6月に策定した復興計画の推進を図るため、「復興計画推進プログラム」を策定した。ここでは、1.市民の生活再建、2.都市活動の再生、3.安全で安心なすまい・まちづくりの3つをプログラムの柱として設定している。

【「神戸市復興計画推進プログラム ～新生・神戸をめざして～」神戸市(2000/10),p.-】

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【03】復興都市計画の決定

## 【教訓情報】

01. 神戸の復興都市計画事業は、震災直後の1月20日から事実上スタートした。

## 【教訓情報詳述】

01) 1月20日、建設省の区画整理課長らが大混乱の神戸市役所を訪れ、神戸の復興都市計画事業が事実上スタートしたとされる。

## 【参考文献】

〔引用〕避難者が28万人を超え、さらにピークに向かっていった1月20日、建設省の小沢一郎区画整理課長らが大混乱の神戸市役所を訪れ、鶴来紘一都市計画局長らと数時間にわたって話し合いを続けた。都市計画局は、4日前までは市役所2号館の7階に区画整理部、8階に計画部を置いていたのだが、6階が崩壊し、立ち入り禁止になり、ごく一部の機能が1号館の片隅に移転していた。デスクを失った都市計画局491人の職員の大半は「当面は都市計画局の仕事はできない。被災者救援に当たれ」という指示を受けて長田区内を中心にした避難所の応援に出ている。本来の職務に従事していたのは、継続している事業区域の被災調査などを担当した三分の一にも満たない数の職員だった。〔震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.508〕

>

〔引用〕数時間にわたる両者の交渉の結果、事業化を決定している〔震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.509〕

>

〔引用〕震災直後の状況(当時建設省区画整理課小澤一郎課長のヒアリングから)

・1月18日神戸市都市計画局長鶴来氏から「(神戸に)来て欲しい。」と電話があった。また、当時の近藤都市局長の命を受け、19日に神戸に入った。市役所の1階～3階は避難者がいて4階から上は市が使っていた。要望は、と聞くと、「ノー減歩での土地区画整理事業の道具を作って欲しい。また短期間でできる制度をつくって欲しい。」

・「被害状況はわかりますか」と聞いたら、19～20日で作って21日に図面が出てきた。この図面を持ち帰り、都市局長、建設大臣などに見せた。道路特別会計が使えないので、一般会計を入れないと復興できないと説明した。

・大蔵省は要望どおりで予算化してくれた。

〔小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証 提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.91〕

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【03】復興都市計画の決定

## 【教訓情報】

01. 神戸の復興都市計画事業は、震災直後の1月20日から事実上スタートした。

## 【教訓情報詳述】

02) 都市計画決定のスケジュールは、建築制限の切れる『3.17』に向けて進められた。この背景には、国の補正予算編成に間に合わせる必要もあったとされる。

## 【参考文献】

〔引用〕(都市計画決定の)スケジュールは、建築制限区域が発表された2月1日からほぼ決まっており、審議会の手順、日程は『3.17』に向けて進められてきた。それはまた国の補正予算編成に間に合わせるためでもあった。〔震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.511〕

>

〔引用〕(座談会記録より溜水義久氏、鶴来紘一氏の発言)

溜水(兵庫県副知事、当時・建設省大臣官房技術審議官):

…(中略)…何とか事業を円滑に進める方法も必要だということで、新しい法律の仕組みの検討に入ったわけです。それが、震災後2週間目くらいからです。その結果できあがったのが被災市街地復興特別措置法です。

…(中略)…法律の原案は2月のはじめにできていましたが、この新しい法律がいつ成立するのかという見通しは不明でした。そんななか地元へ事業として周知させることが十分であったかどうかについては、皆さんでまたご議論いただければと思います…(中略)…

鶴来(神戸市助役、当時・神戸市都市計画局長):

…(中略)…復興をやるには時間がかかりますから、何とか別の新しい法律を考えていただけないかと関係

省庁(建設省)にお願いしたわけです。

その時は、帰って検討してみようということでしたが、翌週お電話がありまして、そういう新たな法律はできないというお話でした。そこで、既存の平常時の手法で突っ走るといことしかできなかったわけです。

…(中略)…そういうことなら平常時の都市計画法に基づく手続きを進めていた最中の2月26日に、被災市街地復興特別措置法ができました。

[神戸まちづくり協議会連絡会・こうべまちづくりセンター『震災復興まちづくり“本音を語る”/市民まちづくりブックレット(2)』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(1999/5),p.45-51]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[03]復興都市計画の決定

## 【教訓情報】

01. 神戸の復興都市計画事業は、震災直後の1月20日から事実上スタートした。

## 【教訓情報詳述】

03) 2月1日には神戸市・西宮市、2月9日には芦屋市・宝塚市・北淡町で、震災当日に遡って建築基準法の84条による建築制限が適用された。

## 【参考文献】

[引用] 甚大な被害を受けた地区においては、建築基準法第84条の地区指定により当面の建築活動を抑制することにした。これは、災害発生後1ヵ月または2ヵ月の間、各人がばらばらに建物を再築するのを制限し、その間に都市計画を定め、無秩序な市街地が再現されることを防ごうという趣旨である。そこで、神戸市、西宮市、芦屋市、宝塚市、北淡町において合計14地区、制限期間を最長の3月17日までとする地区指定を行った。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.363-364]

>

[参考] 神戸市では、2月5日に「建築が制限される区域が指定されました」としてその範囲の入った地図をのせた「震災復興まちづくりニュース」第一号を発行している。[水田恭平「呼びかけられない市民」『阪神大震災研究1 大震災100日の軌跡』神戸新聞総合出版センター(1996/5),p.317]

>

[引用] 震災後十日ほど経ったある日、淡路島の北淡町から震災復興の都市計画を検討しているので、建築基準法に基づく建築制限をかけてほしいという依頼が建築指導課に飛び込んできた。…(中略)…

制限のかけ方についてマニュアルもひな形もあるわけでもなし、手探りでやるしかなかった。「北淡町以外の市町でも建築制限がかけられることを知れば、やってほしいという市長はあるはずだ」そう考えて、高田が電話をすると、「職員が被災者のために走り回っているこの非常時に、何を言っているんだ」とやりかえされる場面もあった。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.477]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[03]復興都市計画の決定

## 【教訓情報】

01. 神戸の復興都市計画事業は、震災直後の1月20日から事実上スタートした。

## 【教訓情報詳述】

04) 「市街地復興の基本的方向」が示された。

## 【参考文献】

[引用] 被災状況を踏まえ、市街地の復興については次のように基本的な方向付けがなされた。

(1) 三宮等の都心商業地区は、道路等の基盤はおおむね整備済みであり、地区計画、総合設計等で景観等にも配慮しつつ建物再建を進める。

(2) 鉄道駅周辺等では、市街地再開発事業(再開発)、土地区画整理事業、住宅市街地整備総合支援事業(住市総)等で、ポテンシャルに対応した駅前広場や道路等の都市基盤と建物再建を併せて行う。

(3) 淡路地域など基盤未整備地区では、土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業(密集)等で、都市基盤整備と建物再建に必要な敷地整備を併せて行う。

(4) 耕地整理で市街地の形態ができていない地区では、土地区画整理事業、住市総事業等で、必要な基盤や住宅の整備を行う。

(5) 戦災復興土地区画整理事業等で都市計画施設が整備済みであるが、区画道路等が不足している市街地で面的に被害を受けた地区では、区画道路を確保する土地区画整理を行い、一方、被災建物が散在している地区では、自力再建困難な敷地の共同化を住市総事業、優良建築物等整備事業(優建)等を活用し

て、再建を支援する。  
[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して -』  
兵庫県(2003/3),p.3]

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【03】復興都市計画の決定

#### 【教訓情報】

01. 神戸の復興都市計画事業は、震災直後の1月20日から事実上スタートした。

#### 【教訓情報詳述】

05) 復興都市計画の検討は、既往の大災害復興資料を集めることから始まった。

#### 【参考文献】

[引用] 県庁についた松谷(県都市住宅部計画課長)の動きは早かった。第一に、職員に戦後復興史や関係の資料を収集するように指示した。第二に、坂田大火の復興資料を取り寄せる手配をした。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.475]

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【03】復興都市計画の決定

#### 【教訓情報】

02. 神戸市は、1月26日に「震災復興計画に関する基本的な考え方」を示した。2月16日には「震災復興緊急整備条例」が制定され、「復興促進区域」の指定など、基本的枠組みが示された。以降、阪神間の各都市でも類似の条例が制定された。

#### 【教訓情報詳述】

01) 神戸市は、1月26日に「震災復興計画に関する基本的な考え方」を示した。

#### 【参考文献】

[引用] 震災直後の1995年1月26日に、神戸市は「震災復興計画に関する基本的な考え方」と題する資料を配布している。ここにみられる「復興事業適用方針」では、「1. 面的に建築物が倒壊または焼失した被災市街地のうち、主要な区画道路が不足する地区については土地区画整理事業を適用する。2. 被災市街地のうち特に被災建築物の除却が必要かつ新たな住宅建設が相当量必要な地区については、広域的に住宅市街地総合整備事業を適用する。3. 被災市街地のうち特に権利関係が複雑し、かつ狭小宅地率が高い地区については、住宅地区改良事業を適用する」としている。[岩崎信彦・鶴飼孝造・浦野正樹・辻勝次・似田貝香門・野田隆・山本剛郎『阪神・淡路大震災の社会学 第3巻 復興・防災まちづくりの社会学』昭和堂(1999/2),p.69]

>

[引用] (神戸市)1月末には復興の基本的な方針がまとめられ、1月31日に「震災復興市街地・住宅緊急整備の基本方針」としてプレス発表した。[『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』神戸市(2000/1),p.282]

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【03】復興都市計画の決定

#### 【教訓情報】

02. 神戸市は、1月26日に「震災復興計画に関する基本的な考え方」を示した。2月16日には「震災復興緊急整備条例」が制定され、「復興促進区域」の指定など、基本的枠組みが示された。以降、阪神間の各都市でも類似の条例が制定された。

#### 【教訓情報詳述】

02) 神戸市は2月16日に震災復興緊急整備条例を制定し、六甲山南側市街地5887haを「震災復興促進区域」に指定。また、2月17日には特に重点的に住宅供給・市街地整備を進める「重点復興地域」が指定された。

#### 【参考文献】

【参考】神戸市は2月16日に震災復興緊急整備条例を制定し、六甲山南側市街地5887haを「震災復興促進区域」に指定。また、2月17日には特に重点的に住宅供給・市街地整備を進める「重点復興地域」が指定された。[日本都市計画学会関西支部 震災復興都市づくり特別委員会 都市復興研究部会 編著『震災都市復興の1年 中間資料』(1996/11),p.19-20]

>

【引用】この条例は、市の震災復興に係るすべてのことを包括した条例ではなく、あくまでも住宅と市街地の整備に限定し、これに関する今後の取り組みを宣言したものとなっている。また、緊急事態に対応するものであることから、施行の日より3年を経過した後に失効するものとなっている。[『神戸市震災復興総括・検証 住宅・都市再建分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.8]

>

【引用】地域住民と一致協力して都市づくりに取り組むため、神戸市ほか阪神間の4市においては「復興基本方針・指針」を定めるとともに「震災復興緊急整備条例」が制定された。[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して -』兵庫県(2003/3),p.3]

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[03]復興都市計画の決定

#### 【教訓情報】

02. 神戸市は、1月26日に「震災復興計画に関する基本的な考え方」を示した。2月16日には「震災復興緊急整備条例」が制定され、「復興促進区域」の指定など、基本的枠組みが示された。以降、阪神間の各都市でも類似の条例が制定された。

#### 【教訓情報詳述】

03) それらの地域には将来のまちづくり・事業の動きについての情報提供、建築物の防災へのアドバイス、共同化の誘導を目的として、建築行為の届け出が課された。

#### 【参考文献】

【参考】震災復興促進区域、重点復興地域には将来のまちづくり・事業の動きについての情報提供、建築物の防災へのアドバイス、共同化の誘導を目的として、建築行為の届け出が課された。[日本都市計画学会関西支部 震災復興都市づくり特別委員会 都市復興研究部会 編著『震災都市復興の1年 中間資料』(1996/11),p.19]

>

【引用】条例では、すまいづくり、まちづくりに緊急に取り組むという(住宅と市街地の緊急整備)宣言、市・市民・事業者が一丸となって協力して取り組むという協働の理念が示されるとともに、災害に強いまちづくりへの誘導の仕組みとして、震災復興促進区域と重点復興地域を指定し、震災復興促進区域における一定規模以上の建築行為については事前の届出を義務付け、協議を要するものとした。[『神戸市震災復興総括・検証 住宅・都市再建分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.8]

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[03]復興都市計画の決定

#### 【教訓情報】

02. 神戸市は、1月26日に「震災復興計画に関する基本的な考え方」を示した。2月16日には「震災復興緊急整備条例」が制定され、「復興促進区域」の指定など、基本的枠組みが示された。以降、阪神間の各都市でも類似の条例が制定された。

#### 【教訓情報詳述】

04) このような地域区分を指定したことについては、1)その後の地域の復興のあり方を規定してしまう、2)指定区域以外の地域が冷遇される、3)区分の設定が被災の実態に即していたかどうか疑問、などの指摘もある。

#### 【参考文献】

【参考】このような地域区分を指定したことについては、1)その後の地域の復興のあり方を規定してしまう、2)指定区域以外の地域が冷遇される、3)区分の設定が被災の実態に即していたかどうか疑問、などの指摘もある。[阪神・淡路まちづくり支援機構付属研究会 編『提言 大震災に学ぶ住宅とまちづくり』東方出版(1999/3),p.34-35]

>

〔引用〕震災復興促進区域は、市街地の被災の状況をもとに、従来より計画的な再開発が必要な市街地として都市再開発法に規定され、都市計画決定された「1号市街地」と、それに連たんする「臨港地区」をあわせて指定した。…(中略)…

重点復興地域は、被災の状況のみならず、従来より都市基盤や住環境に課題を抱えており、個別の自力再建だけでは良好な市街地の形成が困難と考えられる地域、あるいは、インナーシティへの住宅の重点供給や都心機能の再生強化が必要と考えられる地域を指定した。具体的には、震災復興の土地区画整理事業や市街地再開発事業の施行区域、及びいわゆる「まちづくり条例」に基づくまちづくり協議会などが中心となって、被災市街地のまちづくりに取り組んでいる地区である。(当初24地域1,225haを指定)

さらに、地域の指定は、まちづくり協議会が組織され、まちづくり提案がまとまるなど、地元住民のまちづくり気運の高まりのある地域は、積極的に追加指定していく方針により、平成8年度に1地域を追加、2地域を区域拡大した。

〔神戸市震災復興総括・検証 住宅・都市再建分野 報告書〕震災復興総括検証研究会(2000/3),p.8]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[03] 復興都市計画の決定

## 【教訓情報】

03. 3月16日、兵庫県都市計画地方審議会は市町の都市計画案を可決し翌日に都市計画決定されたが、住民のとの対話が不十分として異例の「二段階方式」の都市計画決定となった。

## 【教訓情報詳述】

01) 神戸市は2月23日に、土地区画整理、再開発等の復興計画案を広報した。

## 【参考文献】

〔引用〕神戸市が、防災に強い町づくり案を新聞折り込みの広報で全戸に配布したのは、震災から一か月余が過ぎたばかりの二月二十三日のことだ。JR新長田駅など市内六地区を指定し、土地区画整理、市街地再開発事業を実施する、という案内である。

計画案の縦覧は、五日後の二十八日から二週間しかない。中心部の三宮は地権者が町づくりのルールを決める地区計画だが、残り五地区については、三月十七日には都市計画決定を目指す、という段取りである。

この計画は、灘区のJR六甲道駅周辺を東、長田区と須磨区にかかるJR新長田駅周辺を西の副都心として位置づけ、高層ビルへの建て替えで土地の有効利用を図る市街地再開発事業、区画整理事業を行う。また、長田区の御菅、東灘区の森南、兵庫区の松本では、区画整理を行って道路を拡幅する、という内容だった。総事業費は、十年間に五千六百億円で、区画整理は約百二十四ヘクタール、市街地再開発事業は約二十六ヘクタールという規模を予定していた。

この頃に都市計画案をまとめたのは神戸市だけではない。西宮、芦屋、宝塚の各市と淡路島の北淡町もそれぞれ足並みを揃え、三月十七日の期日を目指した。四市、町の復興地域は十三か所、約二百五十ヘクタールに達する。〔外岡 秀俊『地震と社会(下)』みすず書房(1998/7),p.594]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[03] 復興都市計画の決定

## 【教訓情報】

03. 3月16日、兵庫県都市計画地方審議会は市町の都市計画案を可決し翌日に都市計画決定されたが、住民のとの対話が不十分として異例の「二段階方式」の都市計画決定となった。

## 【教訓情報詳述】

02) 2月28日、5市町は復興区画整理、再開発等の復興都市計画案の縦覧を開始したが、その提案は急で、周知と縦覧は十分に行うことができなかった。

## 【参考文献】

〔参考〕〔平山洋介「都市計画決定と住民参加」、『阪神大震災研究1 大震災100日の軌跡』神戸新聞総合出版センター(1996/5),p.283-291〕は住民不在の都市計画決定だったとして、次の点を指摘している。

・計画案の発表と縦覧が、被災者の生活事情を考慮したものでなく、神戸市では計画案の縦覧場所は三宮の市役所近くの一か所に限定され、各地域の相談所では計画案を見ることはできなかった。

・計画案は複写もできず、住民同士で議論をする材料すら入手できない状態だった。

・都市計画審議会も短期間で審議を終え、委員が住民の意見書に目を通す余裕も、討議を尽くす時間もな

かった。

>

[参考] [塩崎賢明「復興都市計画の決定は延期せよ」『論壇』朝日新聞朝刊(1995/3/14),p.-]も縦覧期間や縦覧場所が限られていることなど問題点を指摘している。

>

[参考] [震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.510-512]には、縦覧期間が短いなど市民との話し合いが不十分だという指摘がまとめられている。

>

[引用] 現地調査や資料の活用、職員の経験の活用は不十分であった。まちづくりの視点として、(1)防災のまちづくり、(2)神戸らしいまちなみの形成、(3)英知の結集、があげられているが、基本計画の段階では、その視点で進めることは出来なかったといえる。ただ3月17日の都市計画決定というスケジュールにはめこみ、法的要件を満たす資料作成の作業であった。…(中略)…

縦覧や相談業務に対応した職員の多くは基本計画の作成に参加していないし、十分な説明も受けていなかった。あるいはその段階で、住民の様々な質問に応える検討も不足していた。…(中略)…

従来の区画整理と再開発の手法の枠から、1歩2歩と制度を改善し、住市総(住宅市街地整備総合支援事業)等複合的な事業の実施なども予定されていた。時間をかけた説明を行い、冷静に考えれば納得してもらえらることも、批判を受けた。

[長久武司「協働のまちづくりをめざして」『職場の思いを未来へつないで - 阪神淡路大震災・神戸市職労6年間の軌跡 - 』神戸市職員労働組合(2001/3),p.227]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[03] 復興都市計画の決定

## 【教訓情報】

03. 3月16日、兵庫県都市計画地方審議会は市町の都市計画案を可決し翌日に都市計画決定されたが、住民のとの対話が不十分として異例の「二段階方式」の都市計画決定となった。

## 【教訓情報詳述】

03) 住民不在の都市計画決定手続きへの反対、広域的施設である近隣公園への反対などが相次ぎ、大量の意見書が提出された。

## 【参考文献】

[引用] 神戸市では二千四百件、西宮市では六百件の意見書が提出され、計画の不当性への抗議が表明された。神戸市東灘区の森南地区では、住民の六割に及び二千八十人の署名を集めた陳情書を提出し、計画案の白紙撤回を求めた。各地の審議会では決定の当日、多くの住民が押し寄せ、騒然とした雰囲気包まれた。[外岡 秀俊『地震と社会(下)』みすず書房(1998/7),p.596-597]

>

[参考] 震災からわずか2ヵ月、住民からの意見書3565件が提出されたが、十分な議論もなく官庁独断の決定となった[高寄昇三『阪神大震災と自治体の対応』学陽書房(1996/2),p.162]

>

[引用] (被災地市民グループインタビュー結果)2月23日の新聞ニュースを見て皆がびっくりした。まだ、生活していくことで精一杯のときに、『地震でやられて、また区画整理でやられるのか！火事場泥棒のようなことをするな！』と住民たちはいきり立った。[(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』(2000/3),p.21]

>

[引用] (被災地市民グループインタビュー結果)都市計画案の説明会の実施については広報紙にも書かれておらず、各地区に張り紙がしてあるだけだった。私も見逃しており、人づてに「公園で説明があるそう。」と聞いた。あの冬の寒い中に公園であった上に、要領を得ない説明であった。しかもよく聞けば減歩で土地を削る事があるというので、地権者が怒り狂って反対した。地域内には震災復興の土地区画整理事業で20%以上もの減歩を受けた経験のある地区もあった。[(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』(2000/3),p.21]

>

[引用] (被災地市民グループインタビュー結果)当地区の事業が遅れた原因の中で、震災後のまちづくりに、土地区画整理事業は適切な事業手法ではない、もっと適当な事業手法があるのではないかという研究に時間を費やしたことが挙げられる。最初は、『区画整理そのものに反対だ。』という言葉が流行った。事業は白紙撤回できるのかを調べたが、白紙撤回はこれまでに一つもないということが分かり、それならば早く進むべきだと思った。[(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』(2000/3),p.22]

---

## 【区分】

### 3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

#### 3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

##### [03] 復興都市計画の決定

###### 【教訓情報】

03. 3月16日、兵庫県都市計画地方審議会は市町の都市計画案を可決し翌日に都市計画決定されたが、住民のとの対話が不十分として異例の「二段階方式」の都市計画決定となった。

###### 【教訓情報詳述】

04) 16日には兵庫県都市計画地方審議会が開かれ計画案は原案通り可決。ただし、住民のとの対話が不十分として、この計画は大枠を示す「骨格」を定めたものとし、詳細な計画を追加決定するという「二段階方式」をとることとなった。

###### 【参考文献】

[引用] 3月16日の兵庫県都市計画地方審議会の審議を経た後、建築基準法に基づく建築制限を行った14地区のうち13地区内において、制限期間の最終日である3月17日に、土地区画整理事業(10地区)、市街地再開発事業(6地区)等の都市計画を決定した。また、この震災を契機として2月26日に公布施行された「被災市街地復興特別措置法」により創設され、事業上の様々な特例が認められる被災市街地復興推進地域を、土地区画整理事業と市街地再開発事業の区域について、同時に都市計画決定した。[『阪神・淡路大震災兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.364]

>

[引用] このたびの都市計画は、被災された方々が避難生活を余儀なくされ、住民と行政との対話が必ずしも十分に行いがたい中で、一刻も早いまちづくりに着手できる手法として、異例の措置ではあるが、二段階に分けて手続きを行うこととした。このいわゆる二段階方式の都市計画決定とは、第一段階では、最低限必要な事業区域と基幹的な道路・公園という骨格部分のみの都市計画を定める。次に、復興の目標を示したうえで、事業内容について住民との協議を進め、合意を得たのち、第二段階として身近な道路・公園の都市計画を決定しようとするものである。3月17日の都市計画決定とは、この第一段階のものであった。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.364]

>

[引用] 県の審議会では、今回の都市計画案は、幹線道路の建設と5000平方メートル以上の公園新設などの大枠を示す「骨格」と位置付けられ、細部の具体的な計画案は今後追加決定するという異例の「二段階方式」が採用された。「今後、住民と十分意見交換すること」という付帯意見も異例のことであった。[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.511]

>

[参考] 神戸市都市計画審議会、兵庫県都市計画地方審議会での状況については[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.510-511]などに紹介されている。

---

##### 【区分】

### 3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

#### 3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

##### [03] 復興都市計画の決定

###### 【教訓情報】

03. 3月16日、兵庫県都市計画地方審議会は市町の都市計画案を可決し翌日に都市計画決定されたが、住民のとの対話が不十分として異例の「二段階方式」の都市計画決定となった。

###### 【教訓情報詳述】

05) 尼崎市築地地区だけは、過去に開発・市街地整備計画などが住民の反対で断念した経緯もあって区画整理都市計画決定をいそがず、8月8日の都市計画決定となった。

###### 【参考文献】

[参考] 尼崎市築地地区だけは、過去に開発・市街地整備計画などが住民の反対で断念した経緯もあって区画整理都市計画決定をいそがず、8月8日の都市計画決定となった。[岩崎信彦・鶴飼孝造・浦野正樹・辻勝次・似田貝香門・野田隆・山本剛郎『阪神・淡路大震災の社会学 第3巻 復興・防災まちづくりの社会学』昭和堂(1999/2),p.61-66]

>

[引用] 尼崎市が「3・17決定」に踏み切らなかった理由は、1) 建物の被害が相対的に小さかったこと、2) 液状化で傾いていても応急処置で従前の建物で生活できたこと、3) 以前に都市計画事業を適用しようとして住民の反対にあい、撤回せざるを得なくなった経緯があり、そこから強硬な姿勢では合意を得られないという教訓を得ていたこと、4) 市は長年にわたる土地区画整理事業の実績があり、経験とノウハウが蓄積されていたこと - などがあげられている。[『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)2001年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協

会(2003/3),p.435]

>

[引用] (宮田良雄・当時の尼崎市長のインタビュー発言)

地区整備復興計画を策定した5地区のうち、区画整理事業を行ったのが築地地区です。そこで国、県からは、ある一定の期限で書類を出すようにと言われたんです。書類をもし出し遅れたら、そこを指定地域にしないよと言われたときに、補助の関係など全部違ってきますから、これは困るなと思ったんです。しかし、そんなに早くできるかと言いますと、とても無理だと思いました。…(中略)…

少し遅れても、強引にそれはもう認めてくれと、後から行っても、それはちょっと無理だろうと私は思ったんですが、あとから出しましたけれど認めてもらいましたので、結果としてはよかったと思います。

[『阪神・淡路大震災復興誌』[第8巻]2002年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2004/3),p.45-46]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[03]復興都市計画の決定

## 【教訓情報】

03. 3月16日、兵庫県都市計画地方審議会は市町の都市計画案を可決し翌日に都市計画決定されたが、住民のとの対話が不十分として異例の「二段階方式」の都市計画決定となった。

## 【教訓情報詳述】

06) 淡路島の北淡町富島地区は、2月7日に都市計画区域に編入され、いきなり土地区画整理事業に取り組むこととなった。

## 【参考文献】

[引用] 事業を進めるうえで幸いだったのは、多くの地区でまちづくりについての取り組みの履歴があったことであった。…(中略)…

逆に最も大変だったのは、北淡町の富島地区である。以前から都市計画区域に編入するべく準備はされていたが、都市計画区域に入る前に震災で大きな被害を受けてしまった。地元の住民と町役場も、都市計画の下地のないまま街の復興に直面し、更に最も高度なまちづくり技術を求められる土地区画整理事業に、取り組むこととなった。そして二月七日に北淡町を都市計画区域に編入した。

県としても、北淡町を全面的に支援するため、一九九五年四月、副課長の渡辺を北淡町の都市整備事務所長に、そして係長の楠田を同事務所の計画課長として派遣することとなった。さらに、事業推進のため住宅・都市整備公団に要請をし、土地区画整理のプロ集団にお願いすることとなった。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.483-484]

>

[引用] (小久保正雄・当時の北淡町長のインタビュー発言)

大谷氏 育波、室津地区は密集住宅市街地整備促進事業で復興が進められたが、富島地区は淡路では唯一の土地区画整理事業を導入した。その根拠は、

小久保町長 大震災の前から富島地区を都市計画区域にすることが決まっていた、平成7年4月から実施されることになっていた。…(中略)…

甚大な面的被害を受けたまちを復興させるには区画整理をやった方がいい、県もそういう意向だった。…(中略)…

ただ職員の中からは「そんな大事業ができるのか」「行政のひとり走りにならないか」という声もあった。そこで貝原知事に会って「私たちの能力を越える事業だ。県が代行してやってほしい」とお願いしたが、貝原知事は「苦勞は分かるが、北淡町だけ特別扱いするわけにはいかない。努力してほしい。将来、あなたの名前が残る事業だ」と言った。

[『阪神・淡路大震災復興誌』[第8巻]2002年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2004/3),p.123]

>

[引用] (小久保正雄・当時の北淡町長のインタビュー発言)

まちでは、だれも区画整理事業のことは知らなかった。ただ農家は田畑の土地改良事業の経験があるので理解してくれた。ところが、町場の人からは「けしからん」と反対の声が上がった。2ヵ月間かけて13回もの地元説明会を開いたが、不幸なことになかなか理解してもらえなかった。

[『阪神・淡路大震災復興誌』[第8巻]2002年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2004/3),p.123]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[03]復興都市計画の決定

## 【教訓情報】

04. 2月26日に公布された被災市街地復興特別措置法では、最長2年間の建築制限が可能だったが、3月17日の都市計画決定では、被災市街地復興推進地域の指定と、土地区画整理・第二種市街地再開発事業の施行区域が、同時に決められることとなった。

#### 【教訓情報詳述】

01) 各市町が復興案を発表したのは特別措置法の可決前で他に選択肢はなかったが、公布以降は、手続きをやり直すことは可能だったとの意見もある。

#### 【参考文献】

〔引用〕第二は、二月二十六日には、被災市街地復興特別措置法が公布されており、これによれば建築基準法に拠らず、最長二年間の建築制限が可能だったという点である。当時の建設省都市計画課の解釈は、「法制度上、まず復興推進地域に指定し、後で都市計画決定をかけることもできる。どうするかは、地域の実態をよく知っている自治体のご判断にお任せしている」というものだった。各市が復興案を発表したのは特別措置法の可決前で、他に選択肢はなかったが、公布以降は、手続きをやり直すことは可能だった。だが、実際には三月十七日の都市計画決定で、被災市街地復興推進地域の指定と、土地区画整理・第二種市街地再開発事業の施行区域が、同時に決められた。〔外岡 秀俊『地震と社会(下)』みすず書房(1998/7),p.595-596〕

>

〔参考〕〔朝日新聞朝刊『論壇 復興都市計画の決定は延期せよ』(1995/3/14),p.-〕などでも被災市街地復興特別措置法による2年間の建築制限を活用すべきだったと指摘。

>

〔引用〕「ただし、次に災害があったときはこの方式(二段階方式)とは限らない」と、松谷(県都市住宅部計画課長)は都市計画全国大会などで話している。何故なら、被災市街地復興特別措置法で二年間建築制限が可能となったからだ、という。建設省は、震災後直ちに新法の制定作業にはいり、二月二十六日には成立させた。

当初、この法律がこんなに早くできると県サイドでは考えていなかった。もともと今回の震災では特別法が必要と要望してはいたが、とても間に合わないと思っていたのである。むしろ、震災直後の土地買い占めの情報が飛び交うなど現場での混乱を想定すると、直ちに従来の法律でスタートせざるを得なかった。

しかしながら、建設省職員の踏ん張りにより国会で全会派の賛成で成立すると、建設省のほうからできるだけ使ってくれ、との要請が来た。松谷は考えた。「いまさら始めからやり直すのは無理だ。しかも特別法の建築制限のほうが建築基準法のものより厳しい。特別法の都市計画のみを決めると住民説明していた内容よりも厳しい制限がかかることとなり、手続き上違法のおそれがある」と。一方特別法による復興推進地域の指定をすれば事業上のメリットは大きい。どうしたらよいか、種々検討の結果、事業の都市計画と同時に決定ならば厳しい制限は適用されず、メリットだけを活用できると判断し、三月十七日に事業の都市計画と同時に特別法の復興推進地域についても決定することとした。

〔『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.479-480〕

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【03】復興都市計画の決定

#### 【教訓情報】

04. 2月26日に公布された被災市街地復興特別措置法では、最長2年間の建築制限が可能だったが、3月17日の都市計画決定では、被災市街地復興推進地域の指定と、土地区画整理・第二種市街地再開発事業の施行区域が、同時に決められることとなった。

#### 【教訓情報詳述】

02) 特別措置法での建築制限は、自己居住用に限定するなど許可要件が厳しいことから都市計画による権利制限が選択され、促進地域制度はかさあげされた事業補助金獲得として機能することとなったとの見方もある。

#### 【参考文献】

〔参考〕特別措置法による建築制限が行われないこととなった事情について、〔山下淳『被災市街地復興特別措置法について』『阪神大震災研究1 大震災100日の軌跡』神戸新聞総合出版センター(1996/5),p.261-276〕は、次のように指摘。

・事業実施上の特例のために推進地域の指定がなされた。

・特別措置法での建築制限は、自己居住用に限定するなど許可要件が厳しく、柔軟な復興事業を進めるうえで問題がある。

・結果的には、都市計画による権利制限を行い、促進地域制度は、嵩揚げされた事業補助金獲得の前提条件としてのみ機能することとなった。

>

〔引用〕しかし、被災者の生活再建を早期に進めるためには、権利制限はできるだけ少ない方が好ましいし、すみやかな区画整理や都市再開発の都市計画決定によって、一日も早く、本格的な復興住宅を建設し

ていく必要もあった。また、区画整理等の都市計画決定を行えば、売却希望者からの土地買収が可能となり、生活再建に着手しながら、まちづくりの検討も進められるというメリットもあった。そのなかで、住民の意思を反映しないまちづくりはあり得ないという前提だが、被災者の権利制限をできるだけ少なくする一方で、1日も早い生活再建につなぐための特例措置を最大限に活用するという観点から区画整理と復興推進地域を同時に決定する方向へと議論が進んでいった。[貝原 俊民『大震災100日の記録 兵庫県知事の手記』ぎょうせい(1996/2),p.193-194]

>

[引用] (座談会記録より溜水義久氏の発言:建築制限について)

土地を物色する動きがあるような噂も聞いておりますし、事業をするのであれば、土地を早く市役所の方へ集める必要もあろうということです。復興推進地域だけですと、租税特別措置法の特別控除等が効いてきませんので、土地が買えないわけです。そういうこともあって、同時にかける方がよりベターではないかという判断があったように思います。

[神戸まちづくり協議会連絡会・こうべまちづくりセンター『震災復興まちづくり“本音を語る”/市民まちづくりブックレット(2)』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(1999/5),p.53]

>

[引用] (座談会記録より鶴来絃一氏の発言:建築制限について)

建築基準法84条は、被災後2ヶ月の猶予期間がありますが、その84条の出発点をもう少し遅くして欲しいという要望をしていました。というのは、そうすると仮に2ヶ月のままであっても、もう少し時間を稼げるわけです。ですから、我々は、はじめから2年間というような感じは持っていなかったのです。[神戸まちづくり協議会連絡会・こうべまちづくりセンター『震災復興まちづくり“本音を語る”/市民まちづくりブックレット(2)』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(1999/5),p.52]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【03】復興都市計画の決定

## 【教訓情報】

04. 2月26日に公布された被災市街地復興特別措置法では、最長2年間の建築制限が可能だったが、3月17日の都市計画決定では、被災市街地復興推進地域の指定と、土地区画整理・第二種市街地再開発事業の施行区域が、同時に決められることとなった。

## 【教訓情報詳述】

03) 土地区画整理事業、第二種市街地再開発事業などの手法は、震災復興の手段としては必ずしも有効ではないとの指摘もあった。

## 【参考文献】

[引用] 従来の土地区画整理事業は、今回のような大規模震災を前提として策定されたものではない。... (中略)... 現行法のもとでは、政府の補助対象となる道路幅は12メートルであるとしたら、被災市町で財政能力の不足をきたしているところは、何とかして補助対象となる道路の建設を含んだ土地区画整理事業にしようとするであろう。また、その補助対象となる対象面積は、公共が実施するときは原則として5ha以上、組合で実施するときは原則10ha以上とされているので、実際に全壊していない家屋が残っている場合でも、補助対象面積にするために区画整理事業面積を拡大させざるをえないことも考えられる。幸いにして今回は、...(中略)...補助対象道路の幅員は半分(6メートル以上)におとされ、補助対象となる対象面積も、公共・組合のいずれで施行する場合でも2ha以上でよいことにはなった。従来のいわゆる右回り経済のもとでは、ある程度の減歩をし、公園をつくったり、道路幅の拡大をしても、それによって地価が増大するというメリットを期待することができた。しかし、これからはそうした地価の上昇効果を期待することはできない。それどころか、自動車の増加に伴って交通量がふえ、騒音と大気汚染が増大するなどマイナス面だけ顕著になることも考えられないことはない。こうした諸事情、とくに、上述した平時の土地区画整理事業と今回のような大規模な面的な倒壊・焼却が起った場合の土地区画整理事業との根本的違いを考えると、土地区画整理・事業への考え方と補助対象の基準設定も改善されねばならない。また、それと同時に、補助内容も震災など大規模災害時には弾力的に変更できるようにしてゆくことが望まれる。[新野幸次郎『震災復興の訓練(その1)』『都市政策 no.85』(財)神戸都市問題研究所(1996/10),p.109-110]

>

[引用] 周知のように、都市における土地区画整理事業は、平時においても減歩問題や換地問題のほか、各世帯の諸々の特殊事情もあるとともに公共的空間としての公園や道路拡充などに関する諸意見の対立もあって、場所によっては実行にもちこめないか、または、決定をしてもきわめて長期間を必要とする難事業である。ところが、今回の大震災のように、面的にも、かなり大規模に全壊・全焼したような地域の場合、これに地主と借地人および家主の借家人関係の諸問題も加わってその事業決定に至るまでの過程がきわめて複雑困難なものになってゆく。こういう係争問題に関与された弁護士さんたちのお話をお聞きしても、こうした被災地域での土地所有者の場合でも、既に何代か前に亡くなられた人の土地・建物等々の遺産相続がなされておらず、現時点で相続人の権利をもつ人が100人を超えている場合とか、所有者の土地が担保対象になっているケースとかいろいろあって、区画整理の前提条件が整わないことも多いようである。[新野幸次郎『震災復興の訓練(その1)』『都市政策 no.85』(財)神戸都市問題研究所(1996/10),p.106-107]

>

[参考] 次の文献にも同様の指摘がある。

[大震災と地方自治研究会編『大震災と地方自治－復興への提言』自治体研究社(1996/1),p.97-104]  
[阪神・淡路まちづくり支援機構付属研究会 編『提言 大震災に学ぶ住宅とまちづくり』東方出版(1999/3),p.38-58]

> [参考] 特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域における、被災市街地復興土地区画整理事業及び市街地再開発事業の法制度上の特例の概要が、『神戸市震災復興総括・検証 住宅・都市再建分野報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.10]にまとめられている。

> [引用] 要するに都市の密集市街地の面的な復興整備手法は、区画整理に替わる手法が今に至っても無いということである。…(中略)…

「将来を考えた復興の視点」と「被害者である生活者の視点」とにギャップがあるということであり、そのいずれかを選択すると言った安易な問題ではない。そのギャップの改善こそが、それも具体的手法としての改善こそが最大の、そして追い続けなければならない課題である。…(中略)…

制度は、震災など緊急時に急につくられても主流とはなり得ず、使い慣れたり、蓄積されたものが、緊急時に使われるものであることを今回の震災復興で実感した。震災前の制度の蓄積が左右するというのである。[久保光弘「新長田駅北地区(東部)土地区画整理事業まちづくり報告(13)」『報告きんもくせい 01年3月号』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(2001/3),p.4]

> [引用] (笹山前神戸市長へのインタビュー)

長田などはそのままずっと、戦前から含めたら70年ぐらい住民は同じ所に住んでいるわけです。だから、震災で火災が起きたり、家屋が崩壊しやすいという状況にありました。建物の改築とか区画の整理とか、なかなか難しいと思っていた所がそういうことになったのですね。

何とか事業を早くしようと思えば、住民が移転をすれば、できるわけです。しかし、災害が起きてからでは遅い。住民は一度外へ出て行って事業が終わった頃にまた戻ってほしいと言いましたが、実際には、権利関係が非常に複雑で、そう簡単に戻れないわけです。むしろ再開発あるいは区画整理をすれば、その権利を持続できる措置が可能なのですね。

[「ゼロからの復興 -参加と協働の社会へ』『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)2001年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.71]

> [引用] 被害の大きな地区では、居住者構成や地域経済状況の変化など地区を取り巻く環境が大きく変化することになる。市街地再開発事業は建物建設まで一貫して進めることのできる公共事業手法ではあるが、基本的には独立採算型の事業システムで、被災地復興に適用するには無理な点もある。[小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9)』(第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.104]

> [引用] 計画を進めていく上で災害時の都市計画の非日常性が、双方の認識の相違をさらに大きくしていることが見て取れる。日常時に10年単位で合意形成、計画展開していく都市計画の手法に対して災害時の状況はあまりにも過酷であるといえる。[越山健治「都市計画的視点から見た住宅復興の諸問題」『減災 Vol.1』阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター(2006/4),p.80]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【03】復興都市計画の決定

## 【教訓情報】

05. 被災自治体には都市計画決定を急がざるを得なかった面があったともいわれる。迅速な都市計画決定についての評価は専門家の間でも大きく別れた。

## 【教訓情報詳述】

01) 被災自治体には事業をするかしないかの選択しかなく、事業化を急ぎ、補助金を確保するための事業の足がかりを築かざるを得なかったとの指摘もある。

## 【参考文献】

[参考] [高寄昇三「阪神大震災と自治体の対応」学陽書房(1996/2),p.159-171]では、都市計画の早期決定について次のような状況があったとしている。

1. 住民との対話を忠実に遵守すれば、話し合いは終わりになき紛糾の泥沼に陥る恐れが十分にあったことから、事業決定後に住民との話し合いで妥協点を探るといった現実的な政策を取った。

2. 早い事業決定、換地、建築着工という手順を急がなければ、取り返しのつかない事態に陥るといった焦燥感があった。

3. 被災市にとって絶対に復興事業の放棄・中断は許されないという一種の強迫観念にも似た使命感があり、被災市には事業をするかしないかのオール・オア・ナッシングの選択しかなかった。

4. 自治体が権限なき復興事業体という不安定な行政体であり、都市計画の決定権が、住民にも市町にもないという法体系から、市町は事業計画認可を急がなければ補助金を貰えず、補助金を獲得するには無理をしてでも街路拡幅をせざるを得なかった。

>

[引用] 神戸市長は、住民と協議してから都市計画を決定するべきではなかったかという市議会の質問に答えて、... (中略)... 迅速な都市計画決定は地権者の権利保護でもあることを強調している。[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.509]

> [参考] 地権者の権利保護が理由だったことについては[阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク編『阪神・淡路大震災 震災復興が教えるまちづくりの将来』学芸出版社(1998/2),p.12]による。

> [引用] (北村春江・当時の芦屋市長のインタビュー発言)  
現場がもう混乱していますでしょ。県はそんな現場持っておられないから、理論的にきちっとやってこられるわけですね。こちらはそんなところではないというような状況だったんですよ。... (中略)...  
そこへ区画整理があり、これは大変やなあと思いました。けれども、国からも災害に強い町をつくりましょと、言われて、その記憶はあります。けれども、県でそのお話を聞くときは、そのとおりと思うんですけども、現場へ帰って周辺住民の反対にあうと、大変なことやなあと思いました。思い悩んだときもありましたけれども、最後はやはり、災害に強い町をつくらないと、またこんな目に遭うんではないかなという思いがあったもんですから、いい町になるんだっただらという思いでやりました。  
[『阪神・淡路大震災復興誌』【第8巻】2002年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2004/3),p.74-75]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[03] 復興都市計画の決定

## 【教訓情報】

05. 被災自治体には都市計画決定を急がざるを得なかった面があったともいわれる。迅速な都市計画決定についての評価は専門家の間でも大きく別れた。

## 【教訓情報詳述】

02) 迅速な都市計画決定についての評価は専門家の間でも大きく別れた。早期の計画立案は必要だったとする意見がある。一方、時間をかけた都市計画案づくりが必要だったとする意見もある。

## 【参考文献】

[引用] 酒田市復興にかかわり、建設事務次官も務めた高秀秀信横浜市長は、酒田市の事例を「基本的な方向性が概ね3日間という短期間でまとまったことから、成功した復興事業として名高い」「復興計画の策定が遅れば遅れるほど、市民生活や地域経済の立ち直りが遠くなるだけでなく、復興そのものへの障害要因も増えてくる。復興計画にはまず迅速性が要求されるのである」(「大震災市長は何かできるか」ASAHI NEWS SHOP / 95年5月30日)と、土地区画整理事業の素早い策定を評価している。ただ酒田市の場合は、「住民との合意を形成するにあたって、市議会との往復が頻繁にとられ、住民への情報提供もかなり入念になされた。今回の阪神・淡路大震災においては、これとはかなり状況は異なっている」(「復興まちづくりと住民参加」安本典夫・立命館大学法学部教授『ジュリスト』臨時増刊 / 95年6月20日)という指摘もある。[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.508]

> [引用] 倒壊した家屋から生存者の救出が行われている緊迫した状況の中で土地区画整理事業を含む都市計画を素早く決定するのがよかったのか、住民とじっくり話し合ってからの方がよかったのか、都市計画事業の立案手順についての評価は、専門家の間でも大きく分かれた。日本都市計画学会はいち早く1月31日から会員からの提案を求めているが、この中でも、「被災後の3週間あたり大きな転換点である... 平時の都市計画の論理を、議会の承認のもと「非常時の大権・上位政府への権限集中」という非常時の論理に組みかえ「復興計画の基本方針」を確立する期間である。この成否が復興事業全体の質を決定的に決める。今回、この「非常時の権限集中」は、中央政府の都市土木官僚の手でよく管理されていた」(「これしか打つべき手はない」西山康雄・東京電気大学教授)という評価の一方に、跡地に仮設都市を建設し「地権者を中心に集まって3年間過ごしながらわが町の復興を懇話し、夢を語り、互いに支え合う」(「まちづくり仮設都市の建設」中林一樹・東京都立大学都市研究所)と時間をかけた都市計画案づくりの提案もある。(『阪神大震災の復旧・復興への提言集』都市計画学会 / 95年3月15日)[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.511-512]

> [参考] [神戸新聞朝刊『復興へ、第18部(5)住民合意 / 評価割れる二段階方式』(1998/1/17),p.-]では、「これだけ大規模な被災で、うまく進んでいる。二段階方式の成果だ」とする兵庫県副知事の声と、「街のビジョンを示し、合意に力を注ぐ方が結局、復興を早める。今回のやり方では、住民にとって対立とあきらめという構図しか残らない」とする近畿大安藤元夫教授の指摘を紹介している。

> [引用] 阪神淡路大震災後の1995年3月17日に復興都市計画が決定されたが、その内容は土地区画整理と市街地再開発事業が中心であった。いずれも、震災後わずか2ヵ月で都市計画決定に至ったが、そこには、復旧復興を急ぐという趣旨と関係者への周知徹底との間に矛盾があり、神戸市では、住民不在の中での都市計画決定手続きへの反対、広域的施設である近隣公園への反対などが相次ぎ、平時にはない大量の意見書が提出された。... (中略)... 行政内部にも「この判断が適切であったのかどうかについて、今後他都市における被災時の参考とするためにも神戸市における復興事業の今後の経過、進捗についての分析が必要

となる」との見解が見られる。[塩崎賢明「復興市街地再開発と住宅」『大震災三年半・住宅復興の検証と課題』日本建築学会(1998/9),p.133]

>

[引用] 新聞やテレビは、「なぜ行政は計画決定をいそぐのか」「なぜもっと時間をかけて十分な討議をしたうえで決定できないのか」と行政を批判し、「住民の擁護」の論調での解説をした。しかしこの一見正当とみえる論調はある意味で、実はきわめて無責任な報道である。なぜなら都市計画決定をめぐる行政と住民の対立の構図は、「もっと時間をかけてやれ」という単純なものではないからである。震災で建物を失い、生活・営業の拠点を失った被災者は、たとえば彼が土地所有者であれば、何とか資金手当をして、一日も早く建物を建てて、そこで生活し、営業しようとする。[坂和章平・中井康之 森恵一・岡村康郎『震災復興まちづくりへの模索 弁護士からの実践的提案』都市文化社(1995/8),p.108]

>

[引用] 批判の中心点は、その内容の検討よりも、むしろ震災後2ヶ月という時期に集中した。…(中略)…用地買収の要望に応じられることや事業用仮設住宅・店舗の建設が出来ることは、早期の生活再建には合致するが、英知の結集や協働に反するのではないか。何よりも行政不信と都市計画不信が生じ、その後の事業展開の中で、都市計画局の職員は大きなハンディを背負い、大変な苦勞をする。…(中略)…

政府が災害にふさわしい復興政策や財政をとらなかつたという最大の原因はあるものの、5年を経て振り返ってみれば、3月17日でなければならぬという理由は乏しい。やはり拙速という批判は免れない。

現在の都市計画事業の進捗は、早期の都市計画決定の成果ではなく、まさに住民と職員の努力によって築かれたものである。[長久武司「協働のまちづくりをめざして」『職場の思いを未来へつないで - 阪神淡路大震災・神戸市職労6年間の軌跡 -』神戸市職員労働組合(2001/3),p.228-229]

>

[引用] (笹山前市長のインタビュー)

都市計画の決定も早くやるということにもしてもらいました。早くやってもらわないと困ります。利用制限できなくなるわけですから。…(中略)…(利用制限期間を)1年ぐらいは伸ばしてもらえないか、とか要望はしました。しかし実際には2ヶ月だったですね。

['ゼロからの復興 - 参加と協働の社会へ』『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)2001年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.77]

>

[引用] (2ヵ月後の都市計画決定について、広原盛明氏)

当初は行政の決断力が評価された。しかし、最終的に評価されるのは速さでなく中身だ。時代を読めず、大きな計画になった。もともと開発部局に人材が集められているから、そこが決めることにチェック機能が働かない。議員は逆に「新長田にビルをもっと」とあおった。チェックできるのはあと、市民だけ。しかし、都市計画決定に反発はあったが、骨格を変えるまでにはならなかった。

[神戸新聞記事「速さより中身の復興計画/ソフト面こそ評価の基準」『インタビュー震災検証』(2003/4/2),p.-]

>

[引用] 「2段階都市計画決定方式」は、行政計画の枠組みに「住民参加」のプロセスを組み込んだという点で意義深い反面、進め方や計画内容において無理が生じており、住民側の不信感を高め、その後の地区の復興を混乱させる要因となった。[越山健治「都市計画的視点から見た住宅復興の諸問題」『減災Vol.1』阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター(2006/4),p.79]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【03】復興都市計画の決定

## 【教訓情報】

05. 被災自治体には都市計画決定を急がざるを得なかった面があったともいわれる。迅速な都市計画決定についての評価は専門家の間でも大きく別れた。

## 【教訓情報詳述】

03) 行政が早い段階で復興のたたき台を示すのと住民の合意形成まで建築制限を継続することのどちらが復興の早道かの是非は、地域の事情の違いもあり即断できない。

## 【参考文献】

【参考】被災後の「復興」に期待する内容は人それぞれの立場で異なるが、都市計画の立場でいう「復興」は決して「現状復帰」ではない。現行都市計画制度を利用して行う復興に現状復帰はあり得ず、あくまでも「被災を契機としたより高度な市街地の改変」のみが、「復興」となる。この「復帰と改変」の間の矛盾が各まち、各制度で、それぞれ独自の形で顔を出しているのが、復興まちづくりをめぐる課題といえる。大別すれば、次の5つに分類できる。

1. 都市計画の緊急性と住民合意の熟度との矛盾
2. 市街地整備の事業導入に関するまちづくり協議会の役割
3. 個人の権利とまちづくりのバランス
4. 都市計画事業を導入できなかった地域での希薄な復興支援
5. まちづくりコンサルタントの介在の必要

この5つの視点から、17地区のまちづくりについて考察している。

[伊藤 滋「復興まちづくりをめぐる課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.1-38]

>

[引用] 震災直後から、最初の2ヶ月は混乱状態の中にあり、とにかく何かをしなければならない状態の中にいる。まず、被災市街地での無秩序な再建を防ぐために建築基準法による建築制限を用いる。さらに行政が何もしなかった場合には、開発業者による個別的な開発が懸念されるため、「行政が都市計画事業を行う」という意志決定をいち早く示すという意味の2段階方式の枠を作ったといえる。第1段階の都市計画の提示が、行政の先走りであるという批判があるわけだが、他に行政サイドに選択肢があるとすれば、建築基準法を改正したり、被災市街地復興特別措置法の建築制限を適用したりして、とにかく大規模な再建活動が起きることを長期に亘り止めることしかない。行政が早い段階で、復興のタキ台を示すのと、住民の合意が完全に形成されるまでひたすら建築制限の継続のみ行うのと、どちらがより復興に早道であるか、地区ごとの事情の違いもあり、即断できるものではない。強いて今後に教訓を残すとすれば、地区ごとの状況の違いをよく把握したうえで、どちらの方法をとるかを決断する、ということであろう。[伊藤 滋「復興まちづくりをめぐる課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.34]

>

[引用] 制度に基づく狭義の都市計画と、市民が認識している広義の都市計画(=まちづくり)の間には、相当のギャップが存在しており、復興の過程はこのギャップを乗り越えてきた過程でもある。[「復興まちづくりをめぐる課題とあり方」『阪神・淡路大震災 検証提言総括』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.97]

>

[引用] 当面のすまいの確保、生活や事業の再建に取り組まなければならない個人の再建と、安全で安心なまちづくり、市街地の復興に取り組まなければならない都市計画事業の実施では、それぞれの取り組みの姿勢にギャップが生じた。また、市民まちづくりをめざすには、市民の合意形成に時間を要するが、一方で生活再建は一刻を争う問題であり、そこにもずれが生じた。[「神戸市震災復興総括・検証 住宅・都市再建分野 報告書」震災復興総括検証研究会(2000/3),p.46-48]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【03】復興都市計画の決定

## 【教訓情報】

05. 被災自治体には都市計画決定を急がざるを得なかった面があったともいわれる。迅速な都市計画決定についての評価は専門家の間でも大きく別れた。

## 【教訓情報詳述】

04) 震災発生後、早期にマスタープラン(あるいはその骨子としての復興方針)を決められるようにすべきとの提言がある。

## 【参考文献】

[引用] 復興まちづくりは緊急時の都市計画であるから、非常時に対応するための非常措置があるべきである。

例えば被災市街地復興特別措置法を改正し、事業促進区域の決定だけでなく、マスタープラン(復興方針)を決められるようにしたら、被災を契機とした健全なまちづくりのスタートになると思われる。現況では、もともとまちづくりの方針を持っていない地区は、とりあえずの復興を終えた段階でまちづくりそのものが終わってしまう。

今後、新都市計画法では多くの都市計画の権限が市町村へ移管されることになっており、市町村がそれぞれの判断で都市計画決定を行えるようになるが、災害などの緊急時に人員の不足等により事務に困難を来すような場合も予想できる。このような場合などは、一時的に県に権限を委譲するなど、平常時における都市計画決定権のあり方もさることながら、緊急時の一時的権限移譲なども合法化を検討するべきであろう。

[伊藤 滋「復興まちづくりをめぐる課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.34]

>

[引用] 淡路地域を除いて被災地では都市計画マスタープラン(整備・開発・保全の方針)を定めていた。その中で都市再開発方針について都市再開発法第2条第3項第2号に謳う2号地区(一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区)の整備又は開発の計画の概要を早くから定めており、今回の震災復興土地画整理事業及び市街地再開発事業地区については概ねこの2号地区の区域に即したものになっている。しかしながら、これらの内容について、国、県、市を含めて行政内部では合意が得られていても、住民には十分周知されておらず、それが行政と住民の間の初期の認識の差にあらわれたといえる。今後はマスタープラン作成時から住民合意で進める必要がある。

また、震災後ただちに兵庫県では都市復興基本計画を策定し(平成7年8月)、神戸東部新都心の建設など「多核・ネットワーク型都市構造の形成」や機能的な防災拠点や広域防災帯の整備など「防災機能の強化」の内容を県全体の計画である「阪神・淡路震災復興計画(フェニックス計画)」に反映させるとともに、都市計画マスタープランである整・開・保方針を変更(平成8年1月)したことについては、全体的視野を失わず復興に

取り組めたことで評価できる。しかしながら、その進め方は従来通りであり、住民への周知が不十分な点で課題を残した。早い時期にマスタープランの骨子として復興指針だけでも定められるような仕組みを検討すべきである。

[伊藤 滋「復興まちづくりをめぐる課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.35-36]

>

[引用] 公と民が協働して復興を進めるためには、個別の復興事業がスタートする前に、復興全体の基本枠組み、各復興事業の分担・相互関係、国・地方の役割、公と民の役割など、いわば「復興スケルトン」を早期に提示すべきである。そのためにも、「事前復興」への取り組みが重要である。

[小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証)』まちづくり分野・兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.102]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【03】復興都市計画の決定

## 【教訓情報】

05. 被災自治体には都市計画決定を急がざるを得なかった面があったともいわれる。迅速な都市計画決定についての評価は専門家の間でも大きく別れた。

## 【教訓情報詳述】

05) 計画立案の前提となる市街地の被災状況調査のマンパワー等を確保するために、関係自治体、公団、コンサルタントとの連携を図る必要があるとの指摘がある。

## 【参考文献】

[引用] 被災直後に迅速な情報把握が必要であり、被災地の状況を迅速に把握する仕組みを、日頃から作っておく必要がある。筋からすれば、情報の収集には自治体職員があたるべきであるが、被災時に平常の機能を発揮できるとは限らないので、他府県、他市町村との連携体制が肝要になってくるであろう。計画立案にあたり、調査費、あるいは調査に必要なマンパワーを国や他県から協力して供給してもらう仕組みが必要と思われる。また、まちづくりに詳しい人材を抱える中立組織としての公団(都市基盤整備公団、地域振興整備公団)も、被災時の自治体との緊急協力のあり方を協議しておく必要がある。また、まちづくりコンサルタントとの連携も非常に重要になってくるが、彼らは有償業務が原則であるので、平常時に話し合いの場を持っておき、緊急時の業務依頼について何らかの原則を打ち立てておく必要がある。[伊藤 滋「復興まちづくりをめぐる課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.34]

>

[引用] 今回の震災では、数日間のうちに市街地全ての被災状況の緊急調査が行われた。この調査は、建物の調査精度や被災程度の判断基準の違いはあったが、建物の被害状況を地図の上に記入し、被害の集中度、面的広がり把握し、この調査結果を取りまとめたものが、復興市街地整備事業のための極めて重要な基礎資料となった。[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.44]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【03】復興都市計画の決定

## 【教訓情報】

05. 被災自治体には都市計画決定を急がざるを得なかった面があったともいわれる。迅速な都市計画決定についての評価は専門家の間でも大きく別れた。

## 【教訓情報詳述】

07) 二段階都市計画決定方式について震災復興の都市計画としては、防災が軽んじられた計画となったという指摘がある。

## 【参考文献】

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【04】まちづくりの始動

## 【教訓情報】

01. 被災地は導入される事業と地域指定によって、「黒地地区」「灰色地域」「白地地域」と呼ばれるようになった。

## 【教訓情報詳述】

01) 被災地の多くは復興促進地域となり、その一部が重点復興地域とされた。この中でも土地区画整理・市街地再開発事業等が行政主導で進められる地域は「黒地地区」と呼ばれた。

## 【参考文献】

〔引用〕復興都市計画の網がかぶせられ、土地区画整理事業や市街地再開発事業が行政主導で進められる神戸市内の「黒地地区」と呼ばれる6地区…(後略)…〔震災復興調査研究委員会「阪神・淡路大震災復興誌」第1巻〕(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.523]

>

〔参考〕震災復興調査研究委員会「阪神・淡路大震災復興誌」第2巻〕(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.437]によると、神戸市の復興促進地域5,887haのうち、震災復興土地区画整理事業対象の5地区および震災復興市街地再開発事業対象の2地区は、事業地区であり「黒地地区」と呼ばれ、2.5%を占めている。

>

〔参考〕(馬場順三・当時の西宮市長のインタビュー発言)  
西宮市が森具、西宮北口、JR西ノ宮周辺を重点的に事業化することにした経緯が語られている。  
〔「阪神・淡路大震災復興誌」第8巻]2002年度版〕(財)阪神・淡路大震災記念協会(2004/3),p.60-65]

>

〔引用〕(北村春江・当時の芦屋市長のインタビュー発言)  
小林委員 地区を決められたのは県の指導ですか。  
北村前市長 そうですね。全半壊率80%を超える地区ということで、若宮と中央と西部という3カ所になったんですけれども、若宮は高齢者が多くて、区画整理が無理だろうということになりましたので、住環境整備の方に…。…(中略)…区画整理でやろうとしたんだけど、やはり住民の方の負担が大きい。だから、住環境でやったということです。

〔「阪神・淡路大震災復興誌」第8巻]2002年度版〕(財)阪神・淡路大震災記念協会(2004/3),p.75]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【04】まちづくりの始動

## 【教訓情報】

01. 被災地は導入される事業と地域指定によって、「黒地地区」「灰色地域」「白地地域」と呼ばれるようになった。

## 【教訓情報詳述】

02) 重点復興地域の上記以外の地区は「灰色地域」と呼ばれ、数種類の任意事業が展開されることが予想される地域で、多くは震災前からまちづくり協議会が活動していた。

## 【参考文献】

〔引用〕灰色地域  
さまざまな取り組みが試みられてはいますが、依然として都市構造的震災復興が定かでない重点復興地域(密集事業や住市総事業地域などで、多くは震災前からまちづくり協議会が活動していた地域)。白地と黒地の中間的な意味から灰色地域と呼んでいます。〔阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク編「阪神・淡路大震災 震災復興が教えるまちづくりの将来」学芸出版社(1998/2),p.16]

>

〔参考〕震災復興調査研究委員会「阪神・淡路大震災復興誌」第2巻〕(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.437]によると、神戸市の復興促進地域5,887haのうち、一般の土地区画整理事業、地区計画、住宅市街地総合整備事業、密集住宅市街地整備促進事業、住宅地区改良事業その他の制度の対象となる地区は推進地区として、「黒地地区」と「白地地域」の中間の「灰色地域」と呼ばれる。その占める割合は18.3%である。

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)  
3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興  
[04] まちづくりの始動

【教訓情報】

01. 被災地は導入される事業と地域指定によって、「黒地地区」「灰色地域」「白地地域」と呼ばれるようになった。

【教訓情報詳述】

03) 重点復興地域以外の復興促進地域は、行政の支援も薄く「白地地域」と呼ばれ、神戸市では復興促進地域の8割を占めた。

【参考文献】

[参考] [震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.437]によると、行政の支援が薄く住民の自主的な取り組みで進める「白地地域」は、全体の79.2%を占めている。

---

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)  
3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興  
[04] まちづくりの始動

【教訓情報】

01. 被災地は導入される事業と地域指定によって、「黒地地区」「灰色地域」「白地地域」と呼ばれるようになった。

【教訓情報詳述】

04) 神戸市は、二段階目の計画案の作成にあたって、「まちづくり協議会」の組織化、「現地相談所」の設置、「まちづくり専門家」の派遣の3点を基本として、事業の具体化を進めることとした。

【参考文献】

[引用] 二段階目の計画案の作成にあたっては、住民参加と公民協働のまちづくりに取り組むため、「まちづくり協議会」の組織化、「現地相談所」の設置による地域住民への細やかな対応、「まちづくり専門家」の派遣の3点を基本として、事業の具体化を進めることとした。[『神戸市震災復興総括・検証 住宅・都市再建分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.10]

---

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)  
3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興  
[04] まちづくりの始動

【教訓情報】

02. 「まちづくり協議会」が各地域で結成され活動を開始したが、急きょつくられた協議会の多くは当初混乱した。そうした中で、様々な専門家によって、まちづくりを支援する体制も作られた。

【教訓情報詳述】

01) 震災以前からまちづくり組織のあった地区では、直後から秩序だった活動が始められたが、急遽つくられた協議会では、運営等の初歩的な部分からうまくいかない、対抗する「住民の会」が結成されるなど、混乱した地区も多い。

【参考文献】

[参考] [日本都市計画学会関西支部 震災復興都市づくり特別委員会 都市復興研究部会 編著『ここまで来た震災復興1997』(1997/11),p.64-65]によると、震災以前からまちづくり組織のあった地区では、直後から秩序だった活動が始められたが、急遽つくられた協議会では、運営等の初歩的な部分からうまくいかない、対抗する「住民の会」が結成されるなど、混乱した地区も多い。

>

[参考] 神戸市の地区別まちづくり組織の結成状況については、[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.569-575]参照。

>

[引用] (被災地市民グループインタビュー結果)避難所から出て行く人には、必ず行き先を書いてもらっ

た。古い商店街ゆえ、地域の強い絆を保つためであったが、結果的にその後のまちづくりを進めていく上でも連絡先をおさえて役立った。〔(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』(2000/3),p.17〕

> [引用] (被災地市民グループインタビュー結果) 行政に負けないように勉強をしようと、新しい町を考える会を作り、十数名で毎晩様々な区画整理の勉強をした。勉強が大分進んだ段階で、被災者の意見を聞いて欲しいと行政の方たちにも来てもらって集会を開いて、皆で市に言いたい事を言った。行政不信だったのが、言いたい事を言って少し和んだ時期に、市からまちづくり協議会を作って欲しいと言ってきた。活動にも経費がかかるし、行政から地元の公式窓口として見なされないと提案が受け入れられないので、まちづくり協議会を立上げることにした。〔(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』(2000/3),p.24〕

> [引用] こうした反発の中で行われた震災2ヶ月後の都市計画決定は、住民の“自衛本能”を呼び起こし、計画に対する異議申し立てや計画変更への立ち上がりの必要から住民組織の結成へと進んだ。もちろん、都市計画事業区域のすべてで、まちづくり協議会の自発的な立ち上がりを生んだわけではない。住民の側がほとんど自発的な対応力を発揮できない地域では、事業推進のために必要な住民の“受け皿”組織の結成を行政側が地域の有力者や旧来の地縁組織などに働きかけて、協議会が発足したところもある。〔松本誠「担い手の復興 - 市民主導者社会への始動」『阪神・淡路大震災復興誌[第4巻]1998年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2000/3),p.81〕

> [引用] 震災復興での住民・事業者等にとって最大の関心は、一日も早い再建である。区画整理の賛否の議論も根本にはこの切実な心情がベースになっている。したがって、まちづくり協議会で当初から将来のまちづくりビジョンを正面きって話合うということは、現実には難しい。…(中略)… 震災復興土地区画整理の特徴は、道路・公園等の公共施設整備と建築再建が時間的に連続していることであり、そしてこの再建した建物の用途や景観がそのまま将来のまちの性格や発展性を方向づけてしまうことである。

そのためには、その間に協議会は、発展的なまちづくりを行うためにビジョンをつくる必要がある。しかし、早期の仮換地、再建を追い続けるという直線的で重い課題の中で、将来のまちの発展のためのビジョンづくりという次元の異ったテーマを持ち込むことは容易でない。たとえコンサルタントが、将来につながるまちづくりビジョンづくりの必要性を示しても、住民が耳をかすことがなければそれで終わってしまう。むしろ震災復興における住民の心理的状況からいってそれが普通と言ってよい。〔久保光弘「新長田駅北地区(東部)土地区画整理事業まちづくり報告(9)」『報告きんもくせい』00年3月号』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(2000/3),p.2〕

> [引用] 住民は「築地地区復興委員会」を組織し、借家、持家、工業、商業の各分科会、道路・交通部会、町並・施設部会と町丁ごとのブロック委員会によって街づくりを検討した。当初は一般住民に情報が届かず不安や不満が広がり、復興委員会に対抗する形で「築地のまちづくりを考える会」が生まれた。住民が分裂するのではないかと不安も指摘されたが、双方は緊張関係にありながらも、「考える会」がニュースの全戸配布をおこなうなどで、住民のまちづくりへの意識を高め、補完関係を保った。〔『阪神・淡路大震災復興誌[第7巻]2001年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.435〕

> [引用] 全ての地区でスムーズにまちづくり協議会が設立されたわけではなく、広域な事業区域を設定した地区の中には、それまで交流がなかったこともありまちづくり協議会としての組織の一本化までに時間がかかる地区もあった。

また、中には、広い事業区域を工区区分して、まちづくり協議会のまちづくり提案がまとまったところから事業化していった地区や、当初はコミュニティ単位でまちづくり協議会が設立され、事業の経過の中で組織が統合されていった地区もあった。〔小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.83〕

> [引用] 最初に都市計画決定された地区のうち、震災前から再開発準備組合等のまちづくりの取り組みのあった地区では、関係権利者の所在把握等も比較的スムーズに行われ、都市計画の縦覧前に権利者アンケートを実施して、再開発事業の実施に関する方向性を確認できた地区もあった。しかし、その他の多くの地区では、都市計画案の縦覧に先立ち、説明会の開催、まちづくりニュースの発行、現地相談所の開設等の手続きがとられたが、関係権利者の所在把握も不十分な地区もあり、合意形成面での課題は大きかった。緊急時に住民の意向が把握できなかったのは、(1)避難している人が多く、現地に残っている人が少なかったこと。(2)従前に事業化の組織が無かったこと。(3)行政も人手が充分でなかったことが理由にあげられる。〔小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.100〕

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【04】まちづくりの始動

## 【教訓情報】

02. 「まちづくり協議会」が各地域で結成され活動を開始したが、急きょつくられた協議会の多くは当初混乱した。そうした中で、様々な専門家によって、まちづくりを支援する体制も作られた。

## 【教訓情報詳述】

02) 協議会が震災直後の混乱の中で設立され、コミュニティの構成を正確に反映していない場合のあることなども指摘された。

## 【参考文献】

【参考】復興まちづくりへの住民参加のあり方については[阪神・淡路まちづくり支援機構付属研究会 編『提言 大震災に学ぶ住宅とまちづくり』東方出版(1999/3),p.150-157]参照。

> 【参考】まちづくり協議会の運営方法が大きな制度的課題とする指摘が[日本都市計画学会関西支部 震災復興都市づくり特別委員会 都市復興研究部会 編著『こまできた震災復興1997』(1997/11),p.85]にある。

> 【参考】再開発に関する協議会、専門家派遣のあり方に関する課題については[阪神・淡路まちづくり支援機構付属研究会 編『提言 大震災に学ぶ住宅とまちづくり』東方出版(1999/3),p.68-70]参照。

> 【引用】震災前のまちづくり協議会は、自治会などを中心に各種団体を包含するかたちで、地域としてのまとまりを基本にしてまちづくりを考えるということで、その規模は小さくても10ha、大きいところでは100haを超えるところもみられ、その規模はそれぞれの地域特性をいかに活かすかで地域住民が自らのまちづくりを考えるうえで適当な規模として評価されていた。

それに対して、震災後のまちづくり協議会は震災前はまったくみられなかった町丁目単位の協議会の結成が多く見られることも大きな特徴としてあげられる。…(中略)…

このことは、自治会単位が小さいところが多かったことに加えて、震災直後人々が散り散りになり混乱するなかで、まず今後について話し合う場を確保することが可能な単位であったことなどによる。…(中略)…

これまでの経過をみると、概して当初から1事業地区1協議会のところのほうが事業進捗が早いことが一つの傾向としてあげられる。それは、復興を目指した地域の人々の思いが大きな推進力になっていることに加え、当初からまち全体を見すえて徹底的に議論できる場があったことが考えられる。

『まちづくり協議会による震災復興まちづくりの検証 - 地域コミュニティによる個性ある下町再生 - 』(社)日本建築学会近畿支部環境保全部会(2000/3),p.3-5]

> 【引用】「まちづくり」については住民の側の情報があまりにも乏しく、立ち上がりに無駄な時間とエネルギーを空費したという悔いが残る。またコミュニティが培ってきた生活世界の再建という目標が行政にも理解されず、施設優先の標準メニューで塗りつぶされたのは、住民のもつ情報が適切に伝わらなかったことに原因がある。[小森星児「検証と情報公開」『報告きんもくせい 99年8月号』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(1999/8),p.1]

> 【引用】当時協議会は区画整理の住民案を神戸市に提出すべく頻繁に役員会を開いていましたが、住民の思いはどうしても「住まいはどうなる？」の方にいき、議論がなかなか前に行かない状態でした。[小野幸一郎「全焼地区・長田区御蔵通5・6丁目における共同建替住宅と“コミュニティプラザ”構想(上)」『報告きんもくせい 99年7月号』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(1999/7),p.2-3]

> 【参考】震災直後の被災地では、まちづくりについて話し合う、集まる場を確保することにも苦慮したことが、神戸市灘区琵琶町(六甲道駅西地区)を例に示されている。[池田寛彦「区画整理を乗り越え、今後の街づくりを考える」神戸まちづくり協議会連絡会・阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク『震災復興まちづくり“5年と今後”/市民まちづくりブックレット(7)』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(2001/4),p.13]

> 【引用】(座談会記録より中島克元氏の発言)  
全壊・半壊だった地域と全焼だった地域は、その後の立ち上がりが全く違うのです。焼けていない地域では住民はまだ地域の避難所や家の近所に残るのですが、全焼だと住民はみんな田舎に帰ってしまいます。だから、住民がどこにいるのか分からない、という状況がスタート地点でした。  
[神戸まちづくり協議会連絡会・こうべまちづくりセンター『震災復興まちづくり“本音を語る”/市民まちづくりブックレット(2)』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(1999/5),p.29-30]

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【04】まちづくりの始動

## 【教訓情報】

02. 「まちづくり協議会」が各地域で結成され活動を開始したが、急きょつくられた協議会の

多くは当初混乱した。そうした中で、様々な専門家によって、まちづくりを支援する体制も作られた。

#### 【教訓情報詳述】

03) 様々な専門家によって、まちづくりを支援する体制も作られた。

#### 【参考文献】

[参考] コンサルタントなどによる支援活動の状況については[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.567-568]に紹介されている。

>

[参考] 様々な支援ネットワークの例は[日本都市計画学会関西支部 震災復興都市づくり特別委員会 都市復興研究部会 編著『ここまで来た震災復興1997』(1997/11),p.64-70]参照。

>

[参考] 専門家派遣制度については[阪神・淡路まちづくり支援機構付属研究会 編『提言 大震災に学ぶ住宅とまちづくり』東方出版(1999/3),p.157-161]参照。

>

[参考] 日本建築学会近畿支部環境保全部会は、神戸市内33協議会が参加する「神戸まちづくり協議会連絡会」の設立を支援した。[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.435-436]

>

[引用] (被災地市民グループインタビュー結果)住民案を考えようというときに、市からコンサルタントが派遣された。「私は住民の味方でも市の味方でもない第三者の立場で意見を言います。」と言って、すばらしい取組を見せてくれた。8地区で週に1回の集会をそれぞれ持っていたが、毎回来て指導してくれた。[(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』(2000/3),p.25]

>

[引用] (被災地市民グループインタビュー結果)私達が自分達のまちづくりを研究しているところに、様々な大学の先生が入ってきて、他の地域の情報を比較して持ってきて混乱したことがあった。調整はするが、他の地区の条件が異なるのは、諸条件が異なるので仕方ない。そういう比較は止めて、自分達の街を考えることにした。[(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』(2000/3),p.25]

>

[引用] 従来からまちづくりの活動があった地域を除き、被災した多くのまちで、ほとんどの住民にとってまちづくりははじめての体験となった。一斉にまちづくり計画の立案を進めるに当たり、ノウハウの提供をし、役所では言えないまちづくり上のサジェスションを住民に与え、プロジェクトの推進に貢献したのはまちづくりコンサルタントという専門家たちであった。彼らの努力によってまちづくりが進んだ地区は多く、逆に、彼らのような専門家が登場しなかった地域の中に、計画が遅れた場所もあるといえる。[伊藤 滋『復興まちづくりをめぐる課題とあり方』『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.34]

>

[引用] まちづくりの興味深い一面は、コンサルタントと女性、若者の参加だった。神戸市では、コンサルタントはさまざまな地区に派遣され、第二段階の計画立案を支援した。しかしながら、コンサルタントに与えられた指示は市によって異なっていた。市がコンサルタントに望んだことは、何をなすべきかという事に関して市民間の同意を固めること、すでに示された計画の同意を得ること、アイデアを具体化すること、そして行政と一般市民を結びつけることだった。

コンサルタントは活発な調整役として重要な役割を果たした。最大の関門は状況を取りまとめ、相互信頼をうたて、市民と行政の間の対立を減らすことだった。実際コンサルタントが、市民に代わって行政側の計画を変更するよう提唱した場合も何度かあった。幾人かのまちづくりのリーダーは、コンサルタントが多くの問題解決を助けたという。

コンサルタントには沢山のジレンマがあった。最も難しい問題は、クライアントは一体誰なのかという疑問に集中した。実際にやってみたら、コンサルタントは客観的な第三者という立場が効果的に受け入れられていった。専門的な知識が役立つ場合もあった。しかしコンサルタントの主な役割は、行政と市民の両側がお互いの理解を助け、それによって利益の均衡がもたらされるようにすることだった。多くの場面、これは特に困難を極める仕事だった。

[ケネス・C・タッピング『復興まちづくりをめぐる課題とあり方』『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.83-84]

>

[引用] 震災直後から、各地区へのまちづくりの専門家派遣を迅速に行うため緩やかなネットワーク組織が対応した。専門家どうし、さまざまな支援団体の活動の基盤と情報交流の場をつくり出してきた。しかし、時間の経過とともに、参加する専門家の領域とメンバーが狭まるなど、常に広い分野からの参加を働きかけることが必要である。[『神戸市震災復興総括・検証 住宅・都市再建分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.50]

---

#### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

### 3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

#### [04] まちづくりの始動

##### 【教訓情報】

02. 「まちづくり協議会」が各地域で結成され活動を開始したが、急きょつくられた協議会の多くは当初混乱した。そうした中で、様々な専門家によって、まちづくりを支援する体制も作られた。

##### 【教訓情報詳述】

04) 専門家によるまちづくり支援体制について、震災直後の立上げ時期に仕組みがなかった等の課題も指摘された。

##### 【参考文献】

[引用] (シンポジウムにおいて高田昇氏の発言)震災復興に関して、まちづくり協議会もそうでしたが、専門家にもわか専門家であったように思います。1つは、震災復興というこれまでまったく経験したことのない状況のなかで、みんなが納得することを何か言わなければならないということでのにわか専門家、もう1つは、多くの都市計画の専門家は、震災前、まちづくりの現場での仕事をほとんどしていなかったのにもかかわらず、しなければならぬような状況におかれてしまったということです。[『まちづくり協議会による震災復興まちづくりの検証 - 地域コミュニティによる個性ある下町再生 -』(社)日本建築学会近畿支部環境保全部会(2000/3),p.48]

[引用] (シンポジウムにおける中島克元氏の発言)今回ほど大学の先生が役に立たなかったことはないと思います。いろいろな意識調査と称して学生が地域に入ってきましたが、卒業論文や修士論文が完成するとそれっきり来なくなりました。地域に腰を落ち着けて入り、住民とまちづくりの議論をしていければ、もっといい関係ができたと思います。若い学生を交えて、住民とまちづくりについて話し合う機会が欲しかったと思います。…(中略)…そうでない先生が地域に入り、言わなくてもいいことを言ってしまう、地域を混乱させてしまいました。社会正義上正しいことを決めているのではなく、前にすすむための最大公約数を見つけようとしている時に、そもそも都市計画法がどうのとか言われてもどうしようもないのです。[『まちづくり協議会による震災復興まちづくりの検証 - 地域コミュニティによる個性ある下町再生 -』(社)日本建築学会近畿支部環境保全部会(2000/3),p.48]

[引用] (座談会の中で梅田祐啓氏の発言)梅田 でも、コンサルタントの先生が大阪から来られると、長田という下町の感覚にちょっとズレがあるのではないかと思えます。神戸市に詳しい方に来ていただかないとその役員さんには苦勞があるのではないのでしょうか。ましてわれわれのところは、大正時代からあるような、しがらみがあるまちですから、感覚がちがうのです。[『座談会1 / みんなの“協働”でなしとげた協働建替』協働のまちづくり・すまいづくり このまちと共に / 震災復興土地区画整理事業における協働建替の記録(1995～2000)』神戸市都市計画局(2000/3),p.176]

[引用] まちづくり活動を支援するために地区にコンサルタントが派遣されてきます。ところが鷹取東地区では、来るコンサルタントを次から次へとクビにしました。明らかに行政よりの意見を吐いたり、るくでもない計画しか出せなかったりする。[谷口和子「区画整理事業は誰のもの？住民の家は建つのか」神戸まちづくり協議会連絡会・阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク『震災復興まちづくり“5年と今後” / 市民まちづくりブックレット(7)』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(2001/4),p.27]

[引用] 建築関係者やコンサルタントだけでなく、弁護士や司法書士などそれぞれの組織が機関決定した形の「阪神・淡路まちづくり支援機構」は、総合的な専門家ネットワークを意図したものであった。「復興まちづくり支援事業」の専門家登録も行い、多分野にわたる専門家が連携して、市民の復興まちづくりを支援する組織という前例のない存在として、一定の成果を上げた。専門分野間の考え方の違い等により組織設立にエネルギーがかかり、その設立は震災から1年8ヶ月後のことであった。このため、最もニーズの高かった時に実力を発揮することが出来なかったことが課題として指摘された。今後は、平常時から非常時対応の横断的組織づくりを考え進める必要がある。

[土井幸平「復興のまちづくりにおける取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.34]

[引用] 今回は、新たに設立した「財団法人阪神・淡路大震災復興基金」による復興まちづくり支援事業により、まちづくりアドバイザーやコンサルタントが派遣されたが、震災から半年以上たった平成7年9月からであり、震災直後のまちづくり立上げ時期には機能しなかった。今後は、できる限り早期に支援できるように平常時から震災復興の派遣システムを準備するべきである。[小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.103]

##### 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

## [04]まちづくりの始動

### 【教訓情報】

03. 被災直後の混乱期でもある復興都市計画事業の初動期において、関係者間で協議を深めていくため、様々な取り組みが行われた。

### 【教訓情報詳述】

01) 被災直後の混乱期に、それぞれの地区の特性に応じた、合意形成に向けて足がかりをつくるための懸命な取り組みが行われた。

### 【参考文献】

[引用] 震災直後の数カ月は被災者にとっては避難所での避難生活を余儀なくされ、応急仮設住宅への移転入居が始まる等、震災直後の混乱期であり、将来のまちの復興まで考えが至らない状況であった。また、行政にとっては救助活動や復旧活動、応急仮設住宅の手当て、被災状況の把握と復興計画の方針づくり等、震災直後の一番の繁忙期であり、地域の中で復興事業の実施に向けた合意形成を図っていくための地道な取組を行うことはなかなか困難な時期であった。[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.35]

>

[引用] (尼崎市:築地地区復興委員会)  
3町会のみでは、まとめにくいこともあり、新たに組織が必要と判断した。常任委員会は、復興委員会が38名と多いため、さらに意志決定を早めるために設けた。  
しかし、1,000戸もあるため、ブロック会議を最終の意志決定の場とした。当初は週に1回、夕方7時からブロック会議を開催し、さらに住民集会を月に2回ほど開催した。  
[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.37]

>

[引用] (津名郡一宮町:郡家地区まちづくり委員会)  
以前は4町内にそれぞれ集会所を持っていたが、震災で全て倒壊してしまった。そこで、1カ所に大きい集会所を再建しようという提案があり、2階建てで2つの会議が同時にできる施設を建設してもらった。これによって連絡や話し合いがスムーズにいった。  
[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.37-38]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

## [04]まちづくりの始動

### 【教訓情報】

03. 被災直後の混乱期でもある復興都市計画事業の初動期において、関係者間で協議を深めていくため、様々な取り組みが行われた。

### 【教訓情報詳述】

02) 早期に事業用仮設住宅や仮設店舗を設置することにより、まちづくりの協議、事業の進捗が図られることとなった。

### 【参考文献】

[引用] 震災直後の混乱を脱して、応急仮設住宅が建設されるなど、生活再建に向けての立ち上がりを見せ始めると、住民側にも復興に向けて前向きに考えていこうという状況も生れてきた。[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.36]

>

[参考] 事業計画認可前、又は都市計画決定前の段階で事業用仮設住宅の必要性があり、市が借り上げたり、施行者である住宅・都市整備公団や準備組合が用意した等の対応が[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.33]にまとめられている。

>

[参考] 神戸市灘区の弓木町4丁目地区では、権利者離散により復興の協議が進まなくなる等の懸念から、「準備組合メンバーが自ら資金調達を行って、事業区域内で自力で仮設住宅を建設した。」[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.17・p.33]

>

[引用] (北淡町の富島地区)  
「緊急の生活基盤確保」の対策として、「漁村集落で仮設倉庫の必要性が高かったが、周辺に貸し倉庫はなかった」ため、「当面の再建計画がない土地を町が借り上げて、仮設倉庫を供給した」。  
[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』

兵庫県(2003/3),p.25]

>

[引用] 土地区画整理事業地区においても、事業計画決定前の仮設住宅の建設を実現したが、居住者数が多いこともあり、事業用仮設住宅の建設だけでは対応できず、周辺の民間マンションの借り上げ等により、仮設住宅の確保を図った。また、現地において都市計画法第53条による建物(災害による応急措置建築)の対応もされたが、このことが後に事業推進上の支障となった地区(公園予定地内に建設した仮設店舗の撤去に時間を要し、公園整備が遅れた。)もあった。[小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.101]

>

[引用] 仮設店舗については、応急仮設住宅のような支援策がほとんどなく、再開発事業や土地区画整理事業等の事業用仮設店舗を確保する以外には、商店街組織を通して個別補助を行った自治体があったが、利用者は限定されることになった。

仮設店舗建設の需要が高い駅前商業地等では、地区周辺での用地確保が難しい場合が多く、用地を確保しても商業上の立地条件が悪く、事業期間中の営業で苦戦を強いられたり、適当な用地を確保できず事業区域内に用地確保をして後の工事の支障となった事例が見受けられた。

[小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.101]

>

[引用] 今回は組合が独自の工夫で都市計画決定前に仮設店舗や事業用仮設住宅を用意した事例や、事業計画決定前に事業用仮設住宅を建設するための工夫が行われたが、現地での仮設住宅や店舗の確保は、人のネットワークを現地に残し、地域の復興力を高め事業促進や合意形成に役立った。[小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.104]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【04】まちづくりの始動

## 【教訓情報】

03. 被災直後の混乱期でもある復興都市計画事業の初動期において、関係者間で協議を深めていくため、様々な取り組みが行われた。

## 【教訓情報詳述】

03) 都市計画事業における先行買収制度を活用し、地区外転出による生活再建という選択肢を被災権利者に示すことができた。

## 【参考文献】

[引用] 権利者の中にも、震災を機に、商業者が廃業したり、高齢者が地区外の親族と同居したり、複雑であった権利関係を金銭で清算する等、資産を換金して生活再建を図ることを希望する権利者も少なくなく、権利者に多様な選択肢を提供するという意味でも、先行買収の実施は有効であった。[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.39]

>

[引用] 今回、震災による課税特例措置として、土地区画整理事業の事業計画決定以後の減価買収に係る5,000万円特別控除が、都市計画決定以後に拡大され、土地区画整理事業や第二種市街地再開発事業の施行者以外にも先買収者が拡大されたが、その中でも特に区画整理事業における特別控除の適用拡大は、事業進捗の上で有効であった。[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.39]

>

[引用] 再開発事業、改良事業、密集事業での転出者のための、代替地については、平成7年度～11年度の間、被災市町村において行政等が土地等を買収する場合、復興事業用の代替地とみなして、土地譲渡所得に対する2000万円控除が適用され、この課税特例により、事業の進捗を図ることができた。[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.39]

>

[引用] 今回、震災による課税特例措置として、被災市街地復興土地区画整理事業及び被災市街地復興推進地域内で施行された市街地再開発事業(第二種)については、事業計画決定以後の土地の先行取得についての5,000万円特別控除が、都市計画決定以後に拡大され、事業用種地の確保と事業進捗の上で有効であった。

権利者の中にも、震災を機に、商業者が廃業したり、高齢者が地区外の親族と同居したり、複雑であった権利関係を金銭で清算する等、資産を換金して生活再建を図ることを希望する権利者も少なくなく、権利者に多様な選択肢を提供するという意味でも、先行買収の実施は有効であった。

一方、再開発事業や改良事業で戸建住宅・戸建店舗等を希望する権利者や、密集事業で道路拡幅により従前規模の住宅の再建が困難になる権利者については、代替地を斡旋して転出を支援する必要があった。そこで、平成7年度～11年度の間、被災市町村において行政等が土地等を買収する場合、復興事業用の

代替地とみなして、土地譲渡所得に対する2,000万円控除が適用された。この課税特例により、代替地の取得を推進し、事業の進捗を図ることとした。

[小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.86]

>

[引用] 今回の震災では、例えば、土地区画整理事業では、都市計画決定後事業認可前における税金控除が有効に働き、転出による生活再建を希望する人の用地買収を進めることで、合意形成を促進することができた。事業全体の促進・早期の生活再建という面では、転出を含めた生活再建の多くの選択肢を早期に提示することが重要である。[小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.103]

---

## 【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【04】まちづくりの始動

## 【教訓情報】

03. 被災直後の混乱期でもある復興都市計画事業の初動期において、関係者間で協議を深めていくため、様々な取り組みが行われた。

## 【教訓情報詳述】

04) 地元提案を行政側が受け止め、これを最大限に生かした事業計画としたことで、住民の姿勢が変わった。

## 【参考文献】

[引用] (西宮市西宮北口駅北東地区:北口・高木まちづくり協議会)

住民は、市は強行に事業計画決定を行ってくだらうと予想していたが、しかし、市は地元の意見を汲んで「地元案」を待つとの方針変更をトップ決断として決定した。

協議会としては、仰天の決定であり、否応なく、地元案協議を開始するに至った。約2月のミニ集会を開催し、地元案のとりまとめを行った。これによって、地元の意識が変わっていった。

[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.38]

>

[引用] (西宮市森具地区:香櫨園森具地区まちづくり協議会)

当初は区画整理への反対意見も多く、合意形成がうまくいっていただけではなかった。転機となったのは、まちづくり協議会から行政に対して、ループ状道路を提案した後に、反映されないと思っていたものが、市がその案を取り入れた案を持ってきた時に、みんなの目の色が変わり、市との協働が始まったと思う。

[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.38]

>

[引用] 震災復興において、都市や住宅再建の物的(ハード)整備に関する行政の努力と、まちとすまい再生への市民の熱望とのあいだに、微妙なすれ違いが生じた。それは、都市再建(まち(くらし)の再生、住宅再建(すまい)の再生、という関心事の微妙な違いに起因していたのであろう。[小林郁雄「震災復興まちづくりかた市民まちづくりへ」『阪神・淡路大震災復興誌』[第9巻]2003年度版(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/3),p.189]

>

[引用] 震災直後の混乱を脱して、応急仮設住宅が建設されるなど、生活再建に向けての立ち上がりを見せ始めると、住民側にも復興に向けて前向きに考えていこうという状況が生れてきた。こうした変化の背景には、現地相談所において個別相談、地元説明会を重ね、事業手法の仕組みやそのメリット等について丁寧な説明を繰り返したことにあると考えられる。[小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.83]